

第5期城陽市地域福祉計画（案）について

上記の件について、別紙のとおり報告します。

別紙1 第5期城陽市地域福祉計画（案）

別紙2 第5期城陽市地域福祉計画（原案）に係るパブリック・コメント実施結果概要

第5期城陽市地域福祉計画 (案)

令和6年(2024年)2月

城 陽 市

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ等	3
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画策定体制	
(3) 計画期間	
(4) 関連計画との整合	
第2章 地域福祉の現状と課題	5
1 地域福祉の現状	6
(1) 人口・世帯構造	
(2) 子どもを取りまく現状	
(3) 高齢者を取りまく現状	
(4) 障がい者を取りまく現状	
(5) 低所得者を取りまく現状	
(6) 市社会福祉協議会・校区社会福祉協議会活動の現状	
(7) ボランティア活動の現状	
(8) 第4期計画の進捗状況	
2 地域福祉に関する市民ニーズ	14
(1) 調査の概要	
(2) 調査結果の概要	
3 国・府における動き	17
(1) 国	
(2) 京都府	
4 地域福祉の課題	18
(1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり	
(2) みんなが輝くまちづくり	
(3) 快適で安全なまちづくり	
(4) 多様な福祉サービスがあるまちづくり	
(5) 地域で共に支え、助け合う社会づくり	
第3章 基本目標等	21
1 基本目標と理念	22
2 施策体系	23

第4章 分野別計画	29
1 みんなが参加する福祉コミュニティづくり	30
(1) 権利擁護の推進	
(2) 地域福祉の意識の向上	
(3) 校区ごとのネットワークの推進	
(4) ボランティア及び市民活動の支援	
2 みんなが輝くまちづくり	37
(1) 交流豊かな地域づくり	
(2) 生涯学習の促進	
(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援	
3 快適で安全なまちづくり	42
(1) 福祉のまちづくり	
(2) 交通環境の整備	
(3) 住環境の整備	
(4) 防災・防犯等の体制の整備	
4 多様な福祉サービスがあるまちづくり	49
(1) サービス提供事業者の確保・育成	
(2) 人材の育成及びサービスの質の向上	
(3) 共助による福祉サービスの充実	
5 地域で共に支え、助け合う社会づくり	53
(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用	
(2) 相談・情報提供体制の構築	
(3) 総合的なケア体制の充実	
(4) 権利擁護	
(5) 見守りセーフティネットの充実	
第5章 計画推進のために	65
1 庁内の計画推進体制	66
2 市民参加による計画推進体制	66
3 地域共生社会の形成	66
4 担い手の確保と養成	66
資料編	67
資料1 城陽市地域福祉推進会議設置要綱	68
資料2 城陽市地域福祉推進会議委員名簿	70
資料3 地域福祉計画策定経緯	72
資料4 SDGs との関連	74
資料5 用語の説明	75

本文中「＊」のある用語につきましては、P75以降の「資料5 用語の説明」において、説明文を記載しています。

第 1 章

はじめに

1 計画策定の趣旨

.....

本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるため策定するものです。

本市では、平成 30 年（2018 年）に「城陽市地域福祉計画～みんなで築く福祉のまちづくり～」(以下「第4期計画」という。)を策定し、見守りや支援が必要な市民を地域で支えるための福祉のまちづくり施策に取り組んできたところです。

この間、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくためのこども基本法の成立やこども家庭庁の設置、障がい者や難病患者などが安心して暮らし続けることができる地域共生社会*をめざした障害者総合支援法の改正、地域包括ケアシステム*の強化をめざした介護保険制度の改正、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により表面化した支援ニーズの多様化などの新たな課題に対応するための生活困窮者自立支援制度の見直しなど、さまざまな福祉政策の見直しによる新たな社会保障制度の構築が進められてきました。

また、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会*」の実現が求められています。

これらの動向に対応するとともに、第4期計画に掲げた目標を一層推進し、引き続き市民が地域でお互いに人権を尊重しながら支え合うしくみを整え、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域福祉のまちづくりをめざすため、計画を見直し、新たな「第5期城陽市地域福祉計画」を策定するものです。

本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であるSDGs*の理念と合致するものであることから、本計画の取組は、SDGs*の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉の推進に関する事項を総合的に推進するため、本計画を福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定める上位計画とするとともに、行政はもとより、市民をはじめ社会福祉協議会*や社会福祉事業者、関係団体、民間企業の共通の指針と位置づけています。

また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会*が策定する第6期地域福祉活動計画と整合を図りながら地域福祉を推進します。

市民一人ひとりが支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会*の実現をめざし、相互に支える、支えられるという関係ができることにより、地域福祉の課題が解決されるよう策定するものです。

(2) 計画策定体制

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、社会福祉協議会*や民生児童委員協議会*などの地域福祉関係者、高齢者クラブなどの生きがい・社会参加に関する団体、地元医師会などの保健医療関係者、産業界などの関係者、公募市民などからなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行いました。

なお、「城陽市地域福祉推進会議」における協議にあたり、福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長級を委員とする「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行いました。

また、本計画に市民の声を反映させるため、城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査（市民アンケート調査）を実施するとともに、福祉関係団体の意見聴取を行い、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリック・コメント*を実施しました。

(3) 計画期間

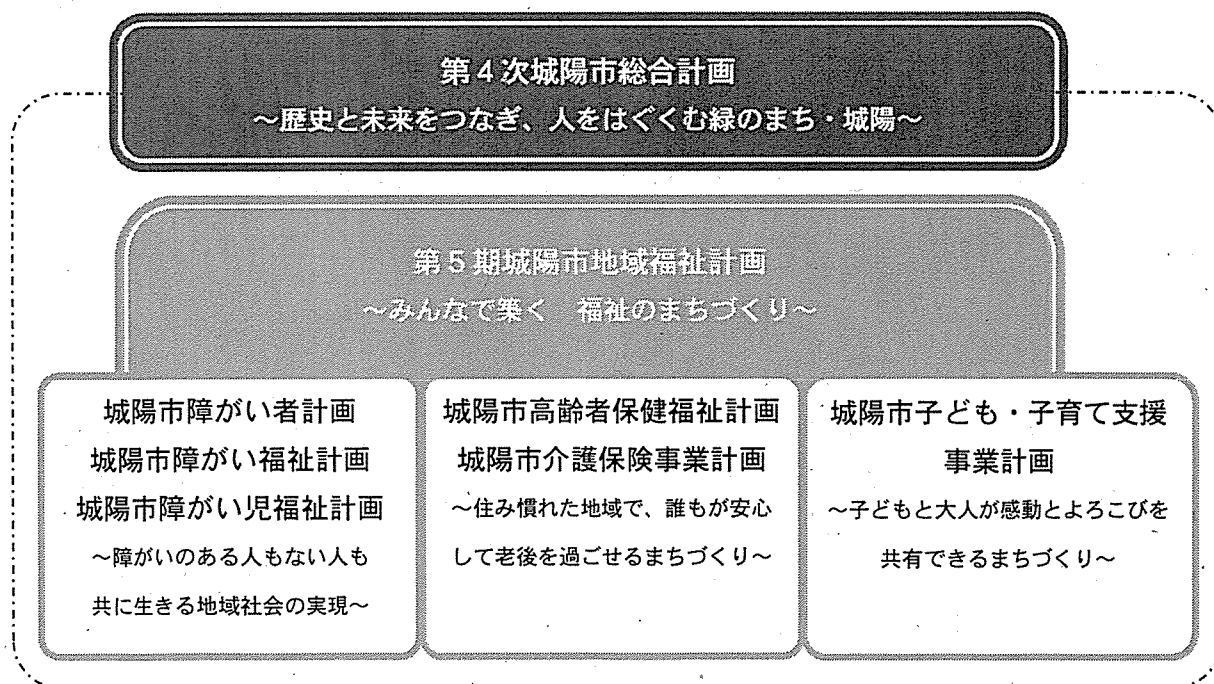
本計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6箇年計画とします。

図 本計画及び上位計画の対象期間

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)
第4次城陽市総合計画									第5次城陽市総合計画			
第4期城陽市地域福祉計画						第5期城陽市地域福祉計画					次期 計画	

(4) 関連計画との整合

本計画は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備などについて定めた「城陽市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者のための保健福祉事業と介護保険について定めた「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」、障がい者のための施策をまとめた「城陽市障がい者計画・城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」の上位計画として、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に定めることにより、互いに連携し、一体的な施策の推進を図るものです。



第2章

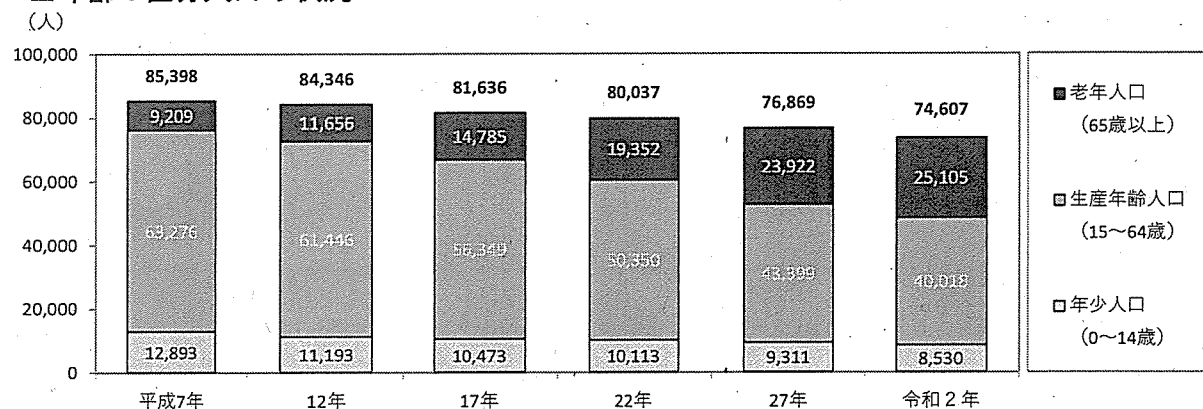
地域福祉の現状と課題

1 地域福祉の現状

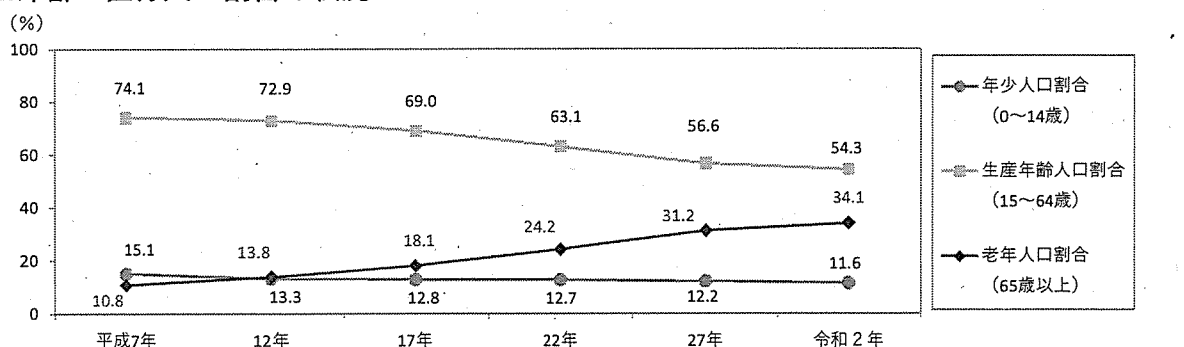
(1) 人口・世帯構造

国勢調査による本市の総人口は、令和2年（2020年）には74,607人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口及び生産年齢人口が減少している一方で、老年人口は著しく増加しています。世帯数の状況をみると、単独世帯や高齢者のいる世帯が増加しており、総世帯数は増加傾向で推移しています。

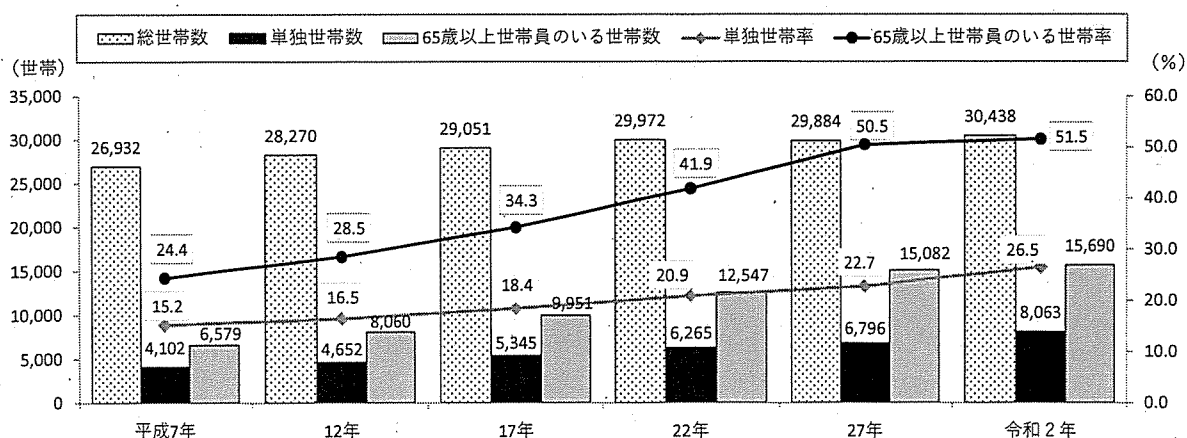
■年齢3区分人口の状況



■年齢3区分人口割合の状況



■世帯数の状況

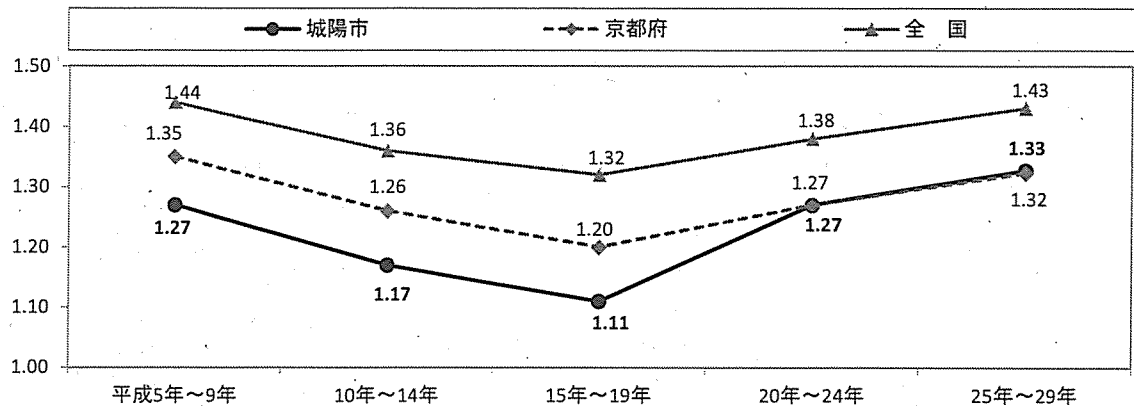


(2) 子どもを取りまく現状

①出生の状況

人口動態統計による本市の合計特殊出生率*は、これまで、全国や京都府よりも低い値で推移してきましたが、平成20年（2008年）以降は京都府と同程度となっています。

■合計特殊出生率の状況

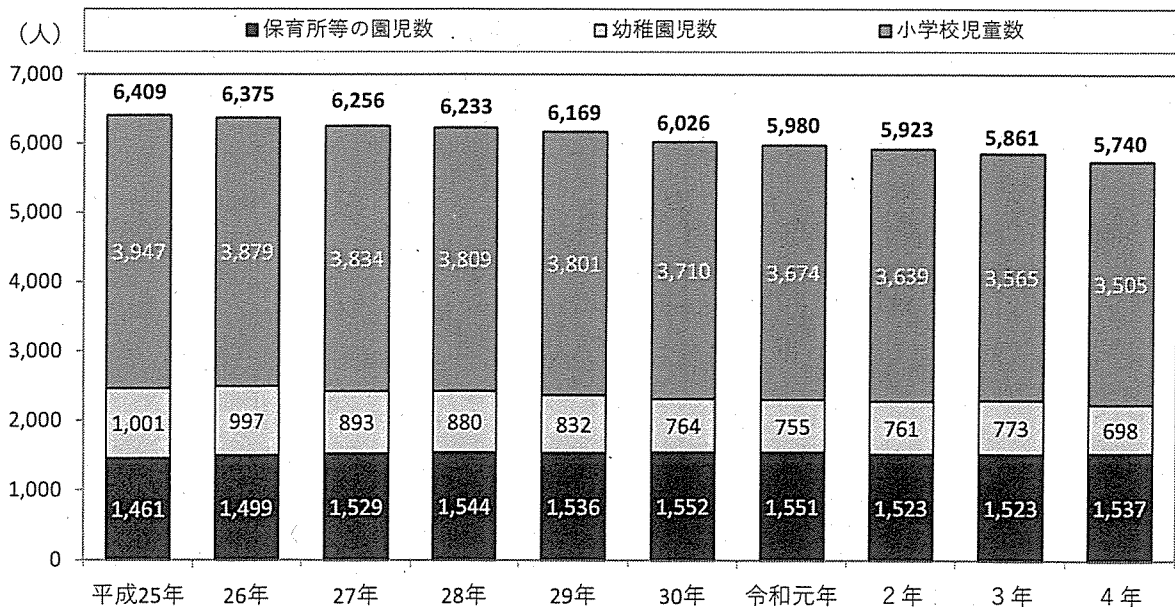


資料：人口動態統計
※数値はバイズ推定値

②保育所等・幼稚園・小学校の状況

本市の保育所などの園児数は同程度で推移していますが、幼稚園児数及び小学校児童数は減少しています。また、在園・在校児童の合計は減少しています。

■在園・在校児童の状況

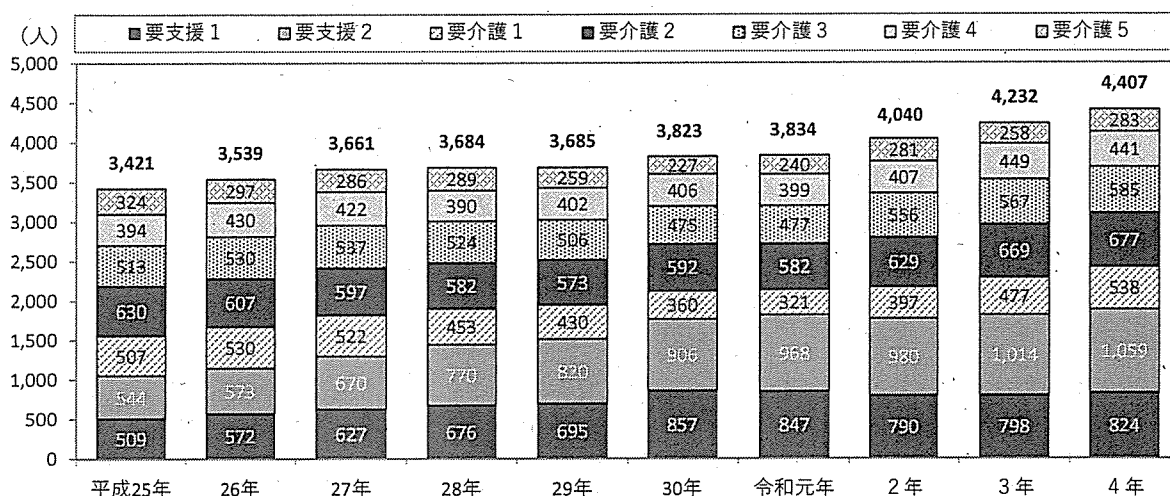


資料：城陽市統計書
※保育所などの園児数は各年4月現在。幼稚園児数、小学校児童数は各年5月1日現在

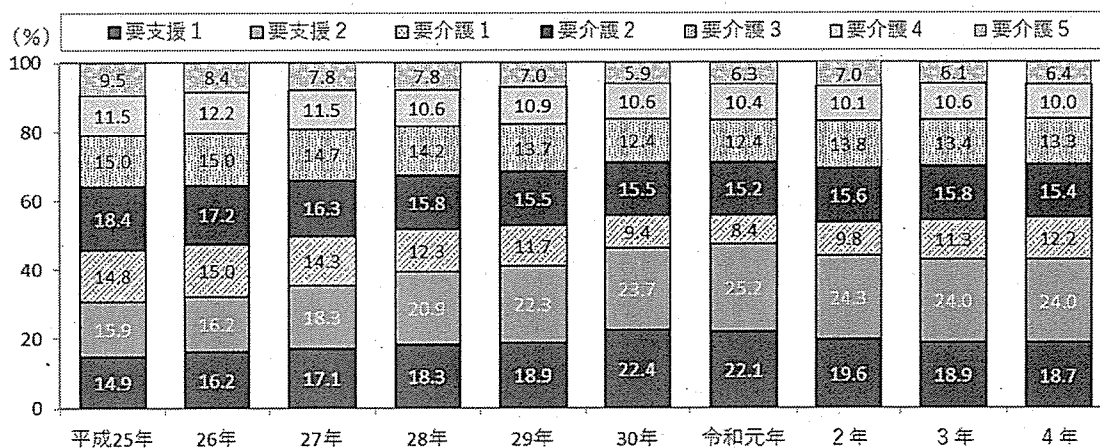
(3) 高齢者を取りまく現状

本市の要支援・要介護認定*者数は増加し続けています。要介護度別にみると、令和4年（2022年）では要支援2、要支援1、要介護2の順に多くなっています。構成比の推移をみると、要支援2の割合が増加傾向となっています。認定率は、全国や京都府よりも低い値で推移しています。

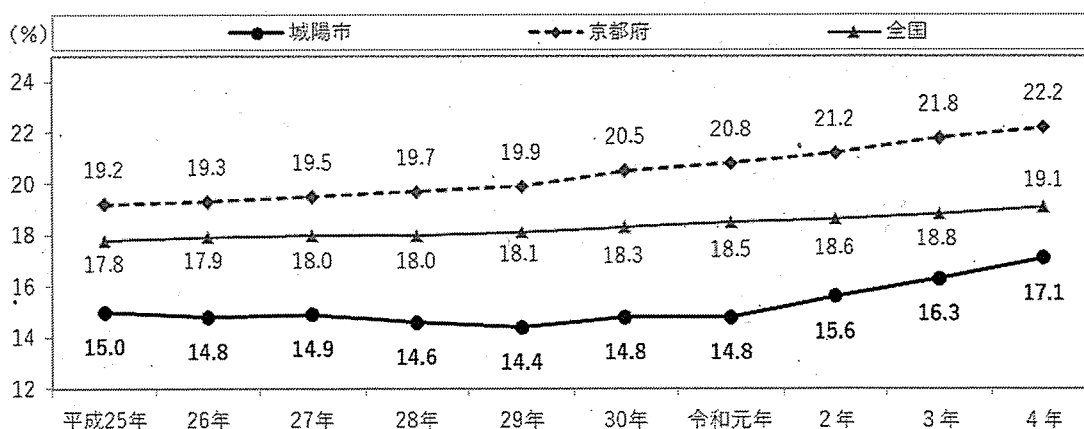
■要支援・要介護認定者数の状況



■要介護度別構成比の推移



■認定率の推移

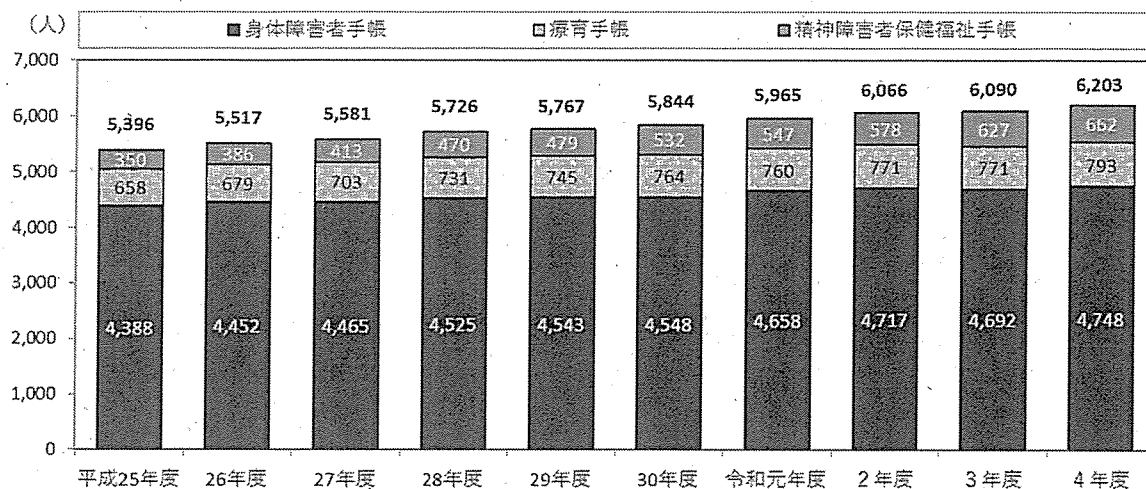


資料：高齢介護課
※各年9月末現在

(4) 障がい者を取りまく現状

本市の障害者手帳の交付状況からみた障がい者数は増えており、令和4年度（2022年度）に身体障害者手帳 4,748 人、療育手帳 793 人、精神障害者保健福祉手帳 662 人となっています。手帳交付の延べ人数は 6,203 人となっており、年々増加しています。

■障害者手帳の交付状況



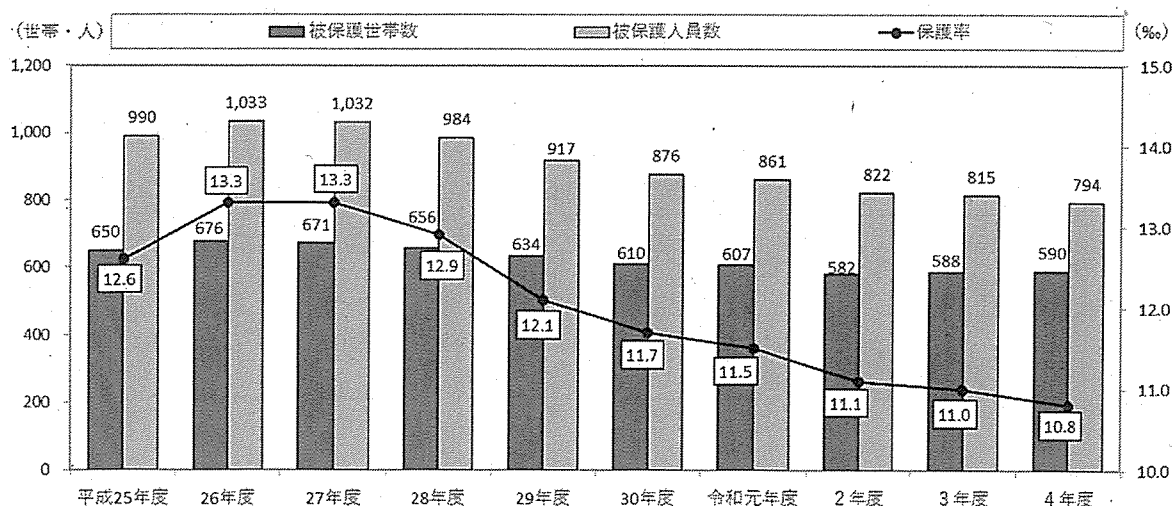
資料：「城陽市の福祉保健」（各年度末現在）

※各手帳の重複交付があることから、総数については実人数ではなく手帳の延べ交付数

(5) 低所得者を取りまく現状

低所得者の現状を本市の生活保護の状況からみると、生活保護世帯数、生活保護人員数及び保護率は減少傾向で推移しています。

■生活保護の状況



資料：「城陽市の福祉保健」（各年度、各月末時点の年平均）

(6) 市社会福祉協議会・校区社会福祉協議会活動の現状

①市社会福祉協議会

本市には、地域福祉の中心的な役割を担う組織として、社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会*があり、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題として捉え、福祉ニーズに応じた活動の充実やボランティア活動の普及、住民参加型相互援助サービス*、福祉機器の貸出、福祉バス「ふれあい号」の運行のほか、市から受託した福祉事業などを行っています。

②校区社会福祉協議会

生活圏に密着した校区ごとの福祉活動の中心的な役割を担う組織として、10の小学校区ごとに校区社会福祉協議会（校区社協）*が設置されており、住民参加のもとで、地域に応じた次のような福祉活動を実施しています。

事業	概要
校区敬老会	満75歳以上の高齢者を対象に、校区ごとに敬老会を実施する。
地域で健康料理教室	調理・会食を通じて、同じ地域に住むひとり暮らし高齢者などとボランティアが交流する機会をつくる。
介護・障がい・子ども等交流	課題を抱えながら生活する住民が交流できる機会をつくり、悩みや思いを共有し、課題に対する理解を深める。
いろんなふれあいサロン*	高齢者などの孤立防止と健康保持を目的に、気軽かつ定期的に集い、交流を深められるサロン*をつくる。
孤立防止の見守り活動	ひとり暮らし高齢者などへの訪問・電話などを通じ、孤立化を防ぐとともに、校区内の見守り体制づくりを進める。
ボランティア研修	地域住民を対象にボランティアへの参加を促し、または知識の向上を目的とした講座を開催する。
校区社協*委員研修	校区社協*の委員を対象に福祉課題の把握や知識の向上を目的とした研修会を開催する。
福祉課題アンケート等調査	校区内の支援を要する人たちの実態などを把握するための聞き取りやアンケートなどの調査を行う。
一緒に地域を考える懇談会	校区内各種団体などをはじめとした関係者との相互理解を深め、課題や意見の収集を行うための懇談会を行う。
広報紙の発行	地域に密着した福祉情報の提供手段として、各校区で広報紙を発行する。
掲示板整備	校区社協*や自治会の掲示板の新設・修繕を通じて広報活動の強化を図る。
活動拠点づくり	地域に根ざした定期的な活動を行うための拠点づくりを行う。
困りごとお助け活動	日常生活におけるさまざまな困りごとを共有・相談し、助け合える活動づくりを検討する。

そのほか、ひとり暮らし高齢者・ひとり親世帯のつどい、多世代交流事業、障がい体験、福祉のまちづくり点検活動など、校区の状況に応じた取組を行っています。

(7) ボランティア活動の現状

城陽市社会福祉協議会*では、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結び付ける相談調整を行うとともに、ボランティアに関する相談や情報の提供、ボランティア講座・研修の実施、ボランティアグループ活動の支援、ボランティア活動の育成などを行っています。

令和4年度末現在、ボランティア登録者は885人で、主なボランティアグループは次のとおりです。

区 分	グループ名	活動内容
聴覚障がい者への情報提供等のボランティア	城陽手話サークル てまり	手話学習を通じて、聴覚障がい者とコミュニケーションがとれる社会を創出することを目的に活動
	城陽要約筆記サークル ダンボ	聴こえが悪くなった人に対して、会話の内容を要約して書き伝える活動
	城陽手話サークル めだか	手話を通じて、聴覚障がい者の人権擁護と社会参加を啓発・促進することを目的に活動
視覚障がい者への情報提供等のボランティア	城陽点字サークル たんぽぽ	点訳活動を通じて、視覚障がい者に情報の提供。社協だより・市議会だよりの点訳も実施
	朗読ボランティア 陽声	視覚障がい者に対して訪問朗読、対面朗読、社協だより・広報じょうよう・市議会だよりのデージー(CD)音声化などを実施
在宅高齢者や施設でのボランティア	介護支援サークル やわらぎ	高齢者福祉施設・デイサービスでの話し相手やミニサロン*を開催
	傾聴ボランティア コスモス	ひとり暮らし高齢者や日中独居世帯高齢者宅にうかがい話し相手として傾聴活動を行う。障がい者福祉施設でも実施
	メンズボランティア 手助け隊	高齢者や障がい者の世帯に対してちょっとした家屋の補修など、男手の必要な日常生活の手伝い
子どもへのボランティア	城陽おはなしサークル	図書館や地域で子どもたちに絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどの実施
災害時のボランティア	日本赤十字社 京都府支部 城陽市地区奉仕団 城炊会	災害時における炊き出し支援活動、防災訓練への協力

また、平成2年3月に城陽ボランティア連絡協議会が設立され、ボランティアグループの交流と連携を図り、研修や啓発などの活動を行っています。

(8) 第4期計画の進捗状況

第4期計画は、平成6年度（1994年度）に策定された「城陽市地域福祉計画」が平成17年度（2005年度）、平成23年度（2011年度）の改定に続き、平成30年度（2018年度）に改定した計画です。

第4期計画では「みんなで築く福祉のまちづくり」を基本目標とし、基本理念として「互いに尊重しあい、支えあうまちづくり」、「みんなが参画し、協働するまちづくり」、「だれもが安心できるまちづくり」を掲げ、理念の実現のために各分野の施策を推進してきました。

①みんなが参加する福祉コミュニティづくり

高齢者や介護者の在宅介護に関する相談を実施する地域包括支援センター*の総合相談事業の利用促進を図り、虐待の未然防止に努めました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、福祉教育の場面においても一部の取組では中止や延期を余儀なくされましたが、オンラインや映像での講座開催や人数制限のもと実施するなど、啓発の取組が途切れないよう努めました。

②みんなが輝くまちづくり

地域子育て支援センター*では、講座や子育て相談を実施するとともに、地域・多世代交流事業を実施し、子育て支援や地域の多世代の交流を推進しました。また、交流の機会や学びの機会においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部の取組では中止や延期を余儀なくされましたが、人数制限や感染対策を行いながら、各種取組を実施しました。

③快適で安全なまちづくり

青谷方面乗合タクシーの運行を開始し、城陽さんさんバスの運行と併せて地域公共交通の充実を図りました。また、鉄道駅のバリアフリー*化や駅周辺環境整備について、近鉄寺田駅のバリアフリー*化工事並びにJR山城青谷駅の自由通路整備工事及び駅舎橋上化工事が完了し、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備を推進しました。さらには、災害発生時に避難するための支援を要する高齢者・障がい者などを把握するための避難行動要支援者名簿*を更新するとともに、個別避難計画の作成を進めました。

④多様な福祉サービスがあるまちづくり

子ども家庭総合支援拠点*を設置し、産後ケア事業を開始するなど、子育て支援サービスの充実や、新たな民間保育施設の開設などにより、市民ニーズに対応した保育サービスの充実を図りました。また、高齢者の予防・健康づくりを推進し健康寿命を延伸するため、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を行う、保健事業と介護予防を一体的に推進する新たな事業を実施しました。さらには、新たに特定施設入居者生活

介護の開設、グループホーム*を増床するなど、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、サービスの充実を図りました。

⑤総合的な地域ケアシステムの構築

くらしと仕事の相談窓口*、家庭児童相談室*、自殺予防のためのグリーンコール*・トワイライトコール*などにおいて、近年相談数が増えている中、さまざまな問題や状況に応じた相談支援を行いました。また、生活にお困りの人に対して、家計を管理する力を育て生活の再生をめざすため、生活に必要な情報の提供や、家計改善に向けた助言などを行う、専門家による家計改善事業を開始しました。さらには、認知症総合対策の取組として、認知症の人が日常生活で損害を与えた場合に備えるための事業を開始し、認知症の人や家族への支援体制を充実しました。

2 地域福祉に関する市民ニーズ

「城陽市地域福祉計画」の見直しを行うにあたって、市民アンケート調査を実施し、地域福祉に関する市民ニーズの把握に努めました。

(1) 調査の概要

調査対象	市内在住の18歳以上の市民
対象者数	2,000人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：令和4年11月25日（金） 回収終了：令和4年12月16日（金）
有効回収数	890件
有効回収率	44.5%
調査方法	郵送配布・郵送回収

(2) 調査結果の概要

① 基本的事項

回答者の年齢については、「70歳以上」が最も多く半数近くとなっています。

家族構成については、「2世代の同居世帯（親と未婚の子の世帯）」や「夫婦のみの世帯」が多くなっています。

子ども、高齢者、介護・介助の必要な家族の有無については、「75歳以上の方」や「65歳以上75歳未満の方」が多くなっています。一方、「いずれもない」も多くなっています。

② 地域とのかかわりについて

近所付き合いの程度については、「顔を合わせばあいさつをする程度」が最も多く、「付き合いをしていない」はわずかにとどまっています。

参加している地域活動については、「自治会活動」への参加が最も多くなっています。一方、「参加していない」も次いで多くなっており、参加していない理由については、「学校や仕事で忙しい」が最も多くなっています。

地域の行事や活動の活発化に必要なことについては、「住民同士が困ったときに、今以上に支え合える関係をつくる」や「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が多くなっています。

③地域の福祉について

福祉に対する関心については、「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた『関心がある』が約7割となっています。また、関心のある福祉の分野については「高齢者に関する福祉」が最も多く、約8割となっています。

福祉に関わる地域の課題については、「一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に関すること」が最も多く、約5割となっています。

各福祉活動主体の認知については、自治会が最も高くなっており、「活動内容を知っている」が約7割となっています。

福祉サービスの情報源については「広報じょうよう」が最も多く、約7割となっています。また、福祉サービスに関する情報は得られているかについては、「十分得ることができる」と「だいたい得ることができる」を合わせた『得ることができる』が約4割、「あまり得ることができない」と「ほとんど得ることができない」を合わせた『得ることができない』が約5割となっています。

地域の福祉サービスは充実しているかについては、「なんともいえない」が約6割となっています。

④悩みや困りごとについて

現在の生活上の困りごとについては、「老後の生活や介護に関すること」が最も多く、約5割となっています。次いで「自分や家族の健康や病気のこと」となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大より前の生活上の困りごとについては、「自分や家族の健康や病気のこと」や「老後の生活や介護に関すること」が多くなっています。

悩みや不安の相談先については、「家族」が最も多く、約8割となっています。

また、仕事や生活に困っている方に対して必要な支援については、「自立に向けた相談の充実」が最も多く、約5割となっています。

⑤地域での支え合いについて

手助けできることについては、「病気など緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」が最も多く、約7割となっています。次いで、「話し相手や、相談事の相手」が多く、約6割となっています。また、「玄関前の掃除や植木の水やり、ごみ出しなど」、「買い物の代行や簡単な用事（手紙の投函、荷物の受け取りなど）」も多く、約5割となっています。

一方、手助けしてほしいことについては、「病気など緊急時に医者を呼ぶなどの手助け」が最も多く、約5割となっています。

災害時の対策については、「災害時の情報をすみやかに伝達できるよう情報伝達システムを充実させる」が最も多く、約6割となっています。次いで、「日頃から隣近所が声をかけ合い、支え合うようにする」が多く、約5割となっています。

⑥ボランティア活動について

「参加している」に比べて、「参加していないが機会があれば参加したい」と「参加していない」を合わせた『参加なし』が多く、約9割となっています。参加していない理由については、「時間の余裕がない」や「健康に自信がない」が多くなっています。

一方、「参加していないが機会があれば参加したい」を選んだ方がボランティア活動に参加したい頻度については、「行事などがあるとき、不定期に」が最も多く、約5割となっています。

⑦社会全体や城陽市の福祉について

ノーマライゼーション*への理解については、「かなり進んでいる」と「ある程度進んでいる」を合わせた『進んでいる』に比べて、「あまり進んでいない」と「まったく進んでいない」を合わせた『進んでいない』が多くなっています。

障がいのある方と共生するために必要なことについては、「職場や学校において障がいのある方のための適切な設備や環境を整える」や「障がいのある方への理解を深める教育・講習などを行う」が多くなっています。

今後の福祉のあり方については、「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が最も多く、約6割となっています。また、互いに安心して暮らすために大切なことについては、「福祉に関して気軽に相談できる窓口をつくること」や「高齢者も在宅生活が続けられるサービスを充実させること」が多くなっています。

3 国・府における動き

(1) 国

平成 12 年（2000 年）に社会福祉法が改正され、地域福祉の推進は社会福祉を増進するための重要な柱の一つとして位置づけられました。この中で、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」（地域住民など）であり、地域住民などは「相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされています。

また、平成 29 年（2017 年）に改正された社会福祉法の中では、地域共生社会*の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民などは、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱えるさまざまな分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携などによりその解決を図るよう特に留意するものとされています。

そして、地域福祉を推進するための方策として、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定が求められています。

さらに、令和 2 年（2020 年）には、地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*が創設され、市町村においてその実施が求められています。

(2) 京都府

国の動きを受けて京都府においては、平成 31 年（2019 年）3 月に改定した「第 3 次京都府地域福祉支援計画」を令和 6 年（2024 年）3 月に新たに改定し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮やヤングケアラー*といった課題にも対応すべく、地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進や地域で支え合うための人材育成、災害時にも強い地域福祉などに取り組むとされています。

4 地域福祉の課題

(1) みんなが参加する福祉コミュニティづくり

すべての人々が障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認め合いながら、インクルーシブ*な地域社会に参加できるように、地域のなかでの人と人とのつながりを大切に、共に支え合い助け合う地域社会づくりが望まれています。インクルーシブ*社会とは、多様性が尊重され、障がいの有無、性別、年齢、国籍などによって排除されることなく、誰もが地域で安心して生活できることができる社会のことです。

このため、地域住民による活動に光をあて、これを支援し、これまでの行政の福祉制度によるサービスと組み合わせることで、各地域の課題や特色に応じた独自の福祉活動を展開し、地域での豊かで安心な暮らしへとつなげることが必要です。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮*の提供や、関係機関・事業者との連携を強化し、地域ぐるみのネットワークを構成することにより、虐待防止などの一層の充実を図っていく必要があります。

さらに、地域福祉に関する市民の関心を高め、一人ひとりの市民が互いに支え合う地域社会をめざしながら市民と行政、社会福祉協議会*などが互いに地域社会を築く構成員として理解・協力し合い、お互いの優れたところを活かしながら協働することで、より大きな力を生み出せる福祉のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域福祉活動においても、従来のように集い、ふれあう支援のありかたに変容をせまり、つながりの希薄化、差別、社会的孤立、経済的困窮などの問題をさらに進行させました。どのような状況においてもつながりを断ち切らせず支え合う共生のまちづくりを進める必要があります。

(2) みんなが輝くまちづくり

障がいがあったり、支援や介護が必要な状態であっても、市民の誰もが自己選択により、生涯を通じて自己実現を果たすことができるまちづくりが望まれています。

このため、世代を超えてふれあい、交流できる日常的機会の提供やイベントの開催などによる多様な機会の創出、多彩な学習・教育の活動機会の提供、文化芸術・スポーツ・レクリエーションの場の確保、さらに高齢者や障がい者の雇用の促進を図る必要があります。

(3) 快適で安全なまちづくり

環境、交通、住宅など生活に深く関わる分野全般にわたって、行政サービスの整備や強化だけではなく、地域社会のつながりや顔の見える関係性の大切さを見つめ直す必要があります。

近年頻発している自然災害に対応するためには、防災や日頃からの住民相互の支え合いを改めて重視し、暮らしと生命を守るために、多様な地域の課題を地域が主体となって解決する地域福祉のまちづくりの推進が一層、求められています。

新たな感染症の感染拡大時においても安心して暮らすためには、地域共同体などの集団において少数意見を持つ人がいる場合に、多数意見に合わせるよう暗黙のうちに強制する同調圧力や、感染症罹患への偏見をなくす必要があります。

このため、行政をはじめ、環境、交通、住宅などの関係者、市民の協働のもとに、ユニバーサルデザイン*に基づいた交通環境や住環境及び公共的空間の整備、防災と防犯における安心安全のまちづくりの推進、市民と行政、関係機関などが連携した見守りと安心のネットワークの強化を進める必要があります。

(4) 多様な福祉サービスがあるまちづくり

地域生活において何らかの支援が必要になった場合に、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりが望まれています。

このため、利用者のニーズに応じたサービスを提供できる事業者の確保・育成、福祉に携わる人材の育成、相談支援体制の充実、サービスの質の向上などを図る必要があります。

また、校区ごとの福祉活動を支援する必要があります。このような多様な福祉サービスの担い手は、地域住民自身でもあり、住民や活動団体の育成が求められています。

さらに、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことを基礎とするようなサービスの提供が求められます。

(5) 地域で共に支え、助け合う社会づくり

地域生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、適切なサービスを利用して、安心して暮らせるまちづくりのため、あらゆる社会資源を活用し、迅速かつ的確に対応できる社会をつくる必要があります。

このため、保健福祉関連施設の計画的な整備を進めるとともに、地域包括ケア*の推進など、相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できる保健・医療・福祉の連携体制の強化を図る必要があります。

また、判断に支援を必要とする人が今後増加すると予測されるのに伴い、あらゆる市民が、必要な支援を適切に受けられる権利擁護の充実や人材の育成が求められています。新型コロナウイルス感染症拡大により深刻化した、生活困窮者の自立に向けた相談・支援、自殺を防ぐ相談や孤立を防ぐ居場所づくりにおいても充実を図る必要があります。

さらに、地域生活上何らかの支援を必要とする高齢者や子育て家庭、障がい者などの見守りにおいては、市民も含めたさまざまな主体による多角的な見守り活動を推進する必要があります。

加えて、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を抱える人や、既存の福祉サービスでは対象とならない課題を抱えている人など、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応し、あらゆる人が活躍できる社会を実現するため、分野や世代を問わない相談支援体制や住民の顔の見える関係にもとづく交流や支え合いの地域づくりを行い、社会参加へとつなげる包括的な支援体制を整備することが求められています。さまざまな課題を抱える人を適切な支援に結びつけ、重層的に対応できるよう、庁内の連携を強化する必要があります。

近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラー*といわれる子どもは、本来なら享受できたはずの子どもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話をしていることがあり、重い負担がかかっている場合があります。ヤングケアラー*が「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と思えるよう、支援体制を整備する必要があります。

第 3 章

基本目標等

1 基本目標と理念

.....

本計画は、「城陽市総合計画」が掲げる将来像の実現に資することを前提としつつ、社会保障制度の改革や地域福祉の重要性の高まりをふまえ、少子高齢化と人口減少の時代における地域福祉をめぐる諸課題に的確に対応していくため、以下の目標と理念を掲げます。

<基本目標>

みんなで築く 福祉のまちづくり

<基本理念>

○ 互いに尊重し合い、支え合うまちづくり

すべての人々が障がいの有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、いきいきとインクルーシブな地域社会で暮らせるよう、共に尊重し合い、支え合うまちをめざします。

そして、一人ひとりが幸福追求へ向けて努力できるよう、就労や学習、交流の機会を持てる生きがい豊かなまちをめざします。

○ みんなが参画し、協働するまちづくり

一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を持ち、福祉に関する学習を広めるとともに、見守り・支え合い、ボランティア活動など自分にできる地域福祉活動に参画するまちをめざします。

そして、市民やサービス提供事業者、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*、行政などが協働し、地域の福祉力の向上をめざします。

○ 誰もが安心できるまちづくり

非常時であっても、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めるとともに、困ったときの相談や情報提供から適切なサービス利用まで円滑に提供できるまちをめざします。

そして、保健・福祉・医療の連携のもとに、各種福祉サービスの充実、サービス提供事業者や人材の確保・育成によって、利用者本位の支援を適切に提供できるまちをめざします。

2 施策体系

1 みんなが参加する 福祉コミュニティ づくり



(1) 権利擁護の推進

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進
- 日常生活自立支援事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用支援

(2) 地域福祉の意識の向上

- 教育機関における福祉教育の推進
- 地域における福祉学習の推進
- 企業等との福祉活動の協働
- 市民に対する広報活動の推進

(3) 校区ごとのネットワークの推進

- 校区ごとの福祉活動の充実支援
- 自治会活動の支援
- 校区社協*の基盤強化支援
- 地域福祉リーダー等の育成

(4) ボランティア及び市民活動の支援

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンター機能の充実支援
- ボランティア連絡協議会等への支援
- ボランティア基金*の活用
- 民生委員・児童委員*活動への支援
- 当事者団体への支援

2 みんなが輝く まちづくり



(1) 交流豊かな地域づくり

- 福祉ふれあいまつり等への支援
- 世代間交流の推進
- 障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供
- 社会福祉施設の地域開放の促進
- 生きがいづくりとしての就労支援
- 高齢者や障がい者の雇用促進

(2) 生涯学習の促進

- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習機会の提供
- 子育てに関する学習機会の提供
- 障がい児・者の生涯学習機会の提供
- 高齢者の生涯学習機会の提供
- 生涯学習施設のバリアフリー*化

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 指導者の育成
- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備

3 快適で安全な まちづくり



(1) 福祉のまちづくり

- 住みよい福祉のまちづくりの推進
- 福祉のまちづくりに関する理解の促進
- 公共施設の点検、改修の推進
- 公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進

(2) 交通環境の整備

- 鉄道駅等及び駅周辺環境の整備
- 移動・交通手段の確保
- 道路の安全性、快適性の確保

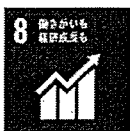
(3) 住環境の整備

- 高齢者、障がい者向け住宅改修の促進
- グループホーム*等の整備促進
- 高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進

(4) 防災・防犯等の体制の整備

- 防災等知識の普及
- 災害時の支援体制の構築
- 消費生活の保護や相談の推進
- 子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進

4 多様な 福祉サービスがある まちづくり



(1) サービス提供事業者の確保・育成

- 保育サービスの推進
- 障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成
- 介護保険サービス事業者の確保・育成
- 地域密着型サービス*の充実
- 高齢者生活支援サービス事業の推進

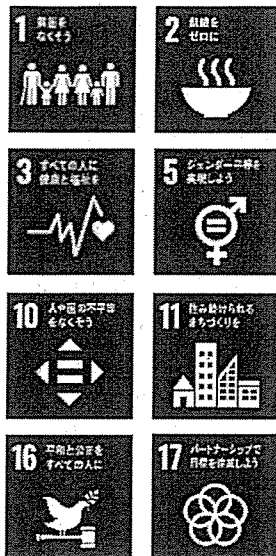
(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

- 福祉人材の育成
- 福祉人材の確保
- 介護職員の資質の向上
- 介護相談員*の派遣

(3) 共助による福祉サービスの充実

- ファミリー・サポート・センター*の推進
- 住民参加型相互援助サービス（ちょい・サポ）*事業の支援
- 社会福祉を目的とする多様なサービスの推進

5 地域で共に支え、 助け合う 社会づくり



(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

- 保育所の施設整備及び効率的運営
- 障がい児・者福祉施設の整備
- 高齢者福祉施設の整備
- 老人福祉センター*の利用促進
- コミュニティセンター*の運営
- 福祉センター*の利用促進
- 校区社協*の拠点づくり支援

(2) 相談・情報提供体制の構築

- 地域子育て支援センター*事業の推進
- 市役所等での相談業務の推進
- 地域包括支援センター*での相談業務の推進
- 障がい児・者相談支援事業*の推進
- 地域での相談体制の確保
- 情報収集・情報提供の推進
- 生活困窮者自立支援の推進
- 自殺対策の推進

(3) 総合的なケア体制の充実

- ケアマネジメント*による障がい者支援の推進
- 障がい児・者の相談支援ネットワークの推進
- 保健・医療・福祉の連絡調整の推進
- 保健事業・介護予防等の一体的実施の推進
- サービス事業者の連携
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）*への支援
- 地域包括ケアシステム*の推進
- 地域生活課題の解決に関する支援体制の整備

(4) 権利擁護

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進
- 日常生活自立支援事業*の支援
- 成年後見制度*の周知と利用支援

(5) 見守りセーフティネットの充実

- 児童虐待の防止と保護体制の充実
- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進
- 学校安全対策の推進
- 地域における見守り体制の強化

第 4 章

分野別計画

1 みんなが参加する福祉コミュニティづくり

■施策体系

1 みんなが参加する福祉コミュニティづくり



(1) 権利擁護の推進

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進
- 日常生活自立支援事業の支援
- 成年後見制度の周知と利用支援

(2) 地域福祉の意識の向上

- 教育機関における福祉教育の推進
- 地域における福祉学習の推進
- 企業等との福祉活動の協働
- 市民に対する広報活動の推進

(3) 校区ごとのネットワークの推進

- 校区ごとの福祉活動の充実支援
- 自治会活動の支援
- 校区社協*の基盤強化支援
- 地域福祉リーダー等の育成

(4) ボランティア及び市民活動の支援

- ボランティア講座の開催
- ボランティア情報の提供
- ボランティアセンター機能の充実支援
- ボランティア連絡協議会等への支援
- ボランティア基金*の活用
- 民生委員・児童委員*活動への支援
- 当事者団体への支援

(1) 権利擁護の推進

■課題認識

市民アンケートでは、ノーマライゼーション*の考え方についての市民の理解は「あまり進んでいない」が23.4%（前回22.2%）、「まったく進んでいない」が7.0%（前回5.3%）という結果でした。

すべての人々が住み慣れたところで、障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、安心して暮らしていくため、一人ひとりの生き方や違いを大切にし、共に学び、働き、集い、交流することなど、今後も、自己実現や社会参加を可能にするまちづくりに努める必要があります。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供*や、関係機関・事業者との連携を強化し、地域ぐるみのネットワークを構成することにより、虐待防止などの一層の充実を図っていく必要があります。

■基本方針

市民、地域、企業、関係機関、行政が協働して、地域社会のあらゆる場で、市民の人権に対する理解を深め、人権に関する課題を解決するよう取組を進め、心豊かな地域社会をめざします。

そして、人権に関する各種法令*をふまえ、すべての人々が障がいの有無や性別、年齢、国籍などに関係なく、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認め合いながら地域社会に参加できるように、人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い助け合う地域共生社会*の確立をめざします。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
人権尊重の推進	部落差別（同和問題）や、高齢者、障がい者、外国人などに対する差別や偏見をなくすため、「城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき学校、地域、企業などさまざまな場で学習を進めます。 また、感染症拡大時などにおける差別や偏見をなくす取組を、国や京都府とともに協力して行います。	継続
人権相談の推進	人権問題を解決するため、関係機関などと連携して人権相談を推進します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
権利擁護の充実	認知症高齢者や障がい者などが必要なサービスを受けられ、不利益をこうむることのないよう、成年後見制度*の利用の促進や日常生活自立支援事業*の支援など、権利擁護の充実を図ります。また、令和5年度に、障がい者自立支援協議会*の体制強化を行いました。今後、さらなる権利擁護の推進に取り組めます。	充実
男女共同参画の推進	家庭と仕事の両立、子育てや介護への共同参画、DVなど女性に対する暴力の防止など、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画支援センター（ぱれっとJOYO）*を拠点として、学校教育や社会教育、企業啓発などさまざまな場で啓発や学習を進めます。	継続
子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止	地域における効果的な連携・協力を努め、子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止に向けた取組の強化を図ります。また、養護者の負担軽減を図るため、相談支援をはじめとした社会資源の活用を図ります。	充実
障がい者差別解消の推進	障がい者がその障がいを理由に差別的取り扱いを受けることがないよう、障がい者差別解消の推進に努めます。また、令和5年度に、障がい者差別解消支援地域協議会の体制強化を行いました。今後、さらなる差別解消の推進に取り組めます。	充実
日常生活自立支援事業の支援	高齢者や障がい者などが適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分でない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助などを行う福祉サービス利用援助事業*を支援します。	継続
成年後見制度*の周知と利用支援	高齢者、知的障がい者や精神障がい者などにとって有効なセーフティネットのひとつである成年後見制度*の利用を促進するため、広報など普及活動の充実を図ります。また、親族などによる申し立てができない場合、申し立てにかかる費用や成年後見人などへの報酬を助成します。	継続

(2) 地域福祉の意識の向上

■課題認識

市民アンケートでは、市民の福祉に関する関心については、「非常に関心がある」が13.9%（前回17.1%）、「どちらかといえば関心がある」が54.7%（前回59.9%）で、合わせると68.6%（前回77.0%）が『関心がある』という結果でした。

このような市民の意識を大切にしながら、福祉のまちづくりを推進するためには、行政との連携・協力関係のもとに、地域住民が地域社会の抱える問題を自分自身の問題ととらえ、引き続き積極的かつ主体的に問題解決に関わっていく必要があります。

■基本方針

市民一人ひとりが主体的に地域福祉の担い手となり、性別や年齢、立場を超えて一緒になって地域福祉活動に参加できるよう、学校教育や社会教育における福祉についての学習や福祉活動のための講座などを受けられる機会を創出し、活動のための環境を整えます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
教育機関における福祉教育の推進	次代を担う児童生徒の福祉に対する理解と認識を深めるため、教育機関における福祉教育として、社会福祉協議会*とも連携しながら、高齢者や障がい者などとの交流や体験学習などを進めます。	継続
地域における福祉学習の推進	地域で展開されている生涯学習のプログラムに地域福祉活動に関する内容を組み込むなど、地域における福祉学習の機会の提供に努めます。 これらの福祉学習が新たな地域福祉活動の展開に結び付くよう、各種地域団体との連携に努めます。	継続
企業等との福祉活動の協働	企業の社会貢献活動を支援するため、社会福祉協議会とも連携しながら、情報提供の推進や啓発機会の提供に努めます。	継続
市民に対する広報活動の推進	広報媒体などの活用、各種講座の開催などを通じて、地域福祉に関する広報活動を推進します。	継続

(3) 校区ごとのネットワークの推進

■課題認識

本市では、校区社協*を中心として、児童、高齢者、障がい者分野などにおける校区ごとの福祉活動が展開されており、互いに支え合う地域づくりにつながっています。今後も、身近な生活圏における地域福祉の核として校区ごとの福祉活動の活性化を図る必要があります。

また、自治会に加入していない人が増加していることから、自治会活動の負担軽減や活動支援を行う必要があります。

■基本方針

身近な生活圏に密着しながら、校区社協*を中心として展開されている児童、高齢者、障がい者分野などにおける校区ごとの福祉活動の充実と活性化や、自治会への加入世帯数を維持できるよう自治会活動の負担軽減を支援します。

また、校区社協*の基盤強化やリーダーなどの人材育成を支援します。

そして、地域での話し合いなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく意識や地域のネットワークの育成を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
校区ごとの福祉活動の充実支援	校区社協*による児童、高齢者、障がい者分野など、さらには一般市民を対象とした校区ごとの福祉活動事業の推進を支援します。	継続
自治会活動の支援	地域の活性化を図るため、自治会への支援を行い、自治会運営の負担軽減に向けさらなる支援に努めます。	充実
校区社協の基盤強化支援	校区社協*の拠点の確保と活動を支える人材の育成を支援します。 また、自治会との連携強化、各種地域団体との交流など、校区社協*の組織強化を支援します。	継続
地域福祉リーダー等の育成	校区社協*のリーダー育成のため、研修・交流機会の提供を支援します。	継続

(4) ボランティア及び市民活動の支援

■課題認識

市民アンケート調査では、ボランティア活動に参加している人は8.8%(前回 13.2%)、「機会があれば参加したい」という人は 14.3%(前回 19.0%)、「参加していない」は 70.9%(前回 60.7%) となっており、ボランティア活動への参加意向は低下しています。

地域が従来の地域としての力を失いつつある中、ボランティア活動は地域福祉の力になっており、ボランティア活動へ気軽に参加しやすい情報発信とともに、ボランティアの高齢化や働き方の変化による活動者の減少や、新たな人材の確保、多様化する福祉ニーズに対応する新たな活動への支援が課題となっています。

また、ボランティア活動に関する市民の関心や参加意欲を実際の活動に結び付けていくコーディネート体制の充実が必要です。

■基本方針

ボランティア活動は、支援を受ける人の生活を豊かにするとともに、支援する人も多くの仲間ができ、生きがいを感じることができるものであり、地域福祉を担う重要な活動です。

このため、市民、企業、団体など、誰もが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティア活動の場の開発、市民のもっている知識・技能をボランティア活動に結び付けるコーディネート体制づくりなど、社会福祉協議会*を中心に組み立てられているボランティア活動を支援します。

また、地域での相談・情報提供活動を担っている民生委員・児童委員*や、さまざまな当事者団体などによる地域福祉活動を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
ボランティア講座の開催	新たな福祉課題に対応できるボランティアの養成を図るため、社会福祉協議会*によるボランティア講座の開催を支援します。	継続
ボランティア情報の提供	ボランティアに関する情報提供を充実するため、社会福祉協議会*によるボランティアニュース、パンフレットなどの発行、掲示板やホームページの活用を支援します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
ボランティアセンター機能の充実支援	ボランティアセンターのコーディネート機能の充実によって、市民の関心や参加意欲・技能を福祉活動に有効に結び付けるため、その機能の充実を支援するとともに、活動拠点の確保及び環境整備を図ります。	充実
ボランティア連絡協議会等への支援	社会福祉協議会*によるボランティア連絡協議会及び各グループの活動の育成や新規グループの結成などを支援します。	継続
ボランティア基金*の活用	ボランティア基金*を活用し、ボランティアグループに対する活動資金の助成を行います。	継続
民生委員・児童委員*活動への支援	民生委員・児童委員*の活動支援、地域福祉に関わる各種団体の連携によって、市民の地域福祉活動の育成を図ります。	継続
当事者団体への支援	交流機会や情報の提供などを通じて、高齢者や障がい者など各種当事者団体への支援に努め、市民の地域福祉活動の育成を図ります。	継続

2 みんなが輝くまちづくり

■施策体系

2 みんなが輝く まちづくり



(1) 交流豊かな地域づくり

- 福祉ふれあいまつり等への支援
- 世代間交流の推進
- 障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供
- 社会福祉施設の地域開放の促進
- 生きがいづくりとしての就労支援
- 高齢者や障がい者の雇用促進

(2) 生涯学習の促進

- 生涯学習情報の提供
- 生涯学習機会の提供
- 子育てに関する学習機会の提供
- 障がい児・者の生涯学習機会の提供
- 高齢者の生涯学習機会の提供
- 生涯学習施設のバリアフリー*化

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 指導者の育成
- 文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備

(1) 交流豊かな地域づくり

■課題認識

障がいや支援・介護の必要性の有無に関わらず、あらゆる市民が生涯を通じて自己実現を果たすことができるよう、誰もが社会参加できるためのさまざまな交流の機会を充実するとともに、高齢者や障がい者などが就労できる場の確保に努める必要があります。また、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人が、社会とのつながりを回復し地域での役割を持てるよう、住民の顔の見える関係にもとづく交流や支え合いの地域づくりが求められています。

また、交流機会の拡大に向けて、施設などの地域資源や情報媒体の活用が課題となります。

■基本方針

より多くの市民が世代を超えてふれあい、交流できる日常的機会の提供やイベントの開催などによる多様な機会を創出します。

また、市民・地域と福祉施設との交流を促進し、開かれた施設づくり、ぬくもりのある地域づくりをめざします。

さらに、高齢者や障がい者が地域の中でいきいきと働く場を確保する活動を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
福祉ふれあいまつり等への支援	市民が気軽に参加でき、交流できるイベントとして、社会福祉協議会*による社会福祉大会、福祉ふれあいまつりの開催を支援します。	継続
世代間交流の推進	高齢者の生きがい支援のための高齢者と幼児・児童との交流機会の提供、児童の社会性・協調性育成のための異年齢児童の交流機会の推進を図ります。	継続
障がいのある人もない人も参加できる交流機会の提供	障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深め、交流を促進するため、より多くの市民がふれあい交流できる、多様な機会を提供します。	継続
社会福祉施設の地域開放の促進	児童福祉施設や高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などの地域開放事業を促進し、福祉施設や利用者に対する一層の市民の理解や支援の促進を図ります。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
生きがいづくりとしての就労支援	高齢者や障がい者が就業を通じて生きがいの充実や社会参加を図るため、就労を支援する施設やシルバー人材センター*などの活動を支援します。 また、高齢者が園芸やボランティア活動を通じて健康や生きがいづくりに取り組めるよう支援するとともに、活動機会の拡大を図ります。 令和3年度から、城陽障がい者就労促進・自立支援ネットワーク製品の販売促進支援の充実を図りました。今後、さらなる支援を行います。	充実
高齢者や障がい者の雇用促進	高齢者や障がい者の雇用促進を市内の事業所に働きかけ、本市も積極的に協力し、啓発を図ります。 高齢者や障がい者の雇用を推進するため、市内高齢者施設や障がい者施設、関係団体との連携を図ります。	継続

(2) 生涯学習の促進

■課題認識

生きがいのある充実した生活を送るため、生涯にわたって学習し自己実現を図ることができるよう、高齢者や障がい者などを含むすべての市民が、生涯学習活動などに参加できる環境づくりが必要です。

■基本方針

自己選択により生涯を通じて自己実現を果たすことができるよう、さまざまな関係機関との連携を深めて多彩な学習機会を提供します。

また、乳幼児を抱えた保護者、高齢者、障がい者など、誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
生涯学習情報の提供	いつでも、どこでも、誰でも、主体的な学習活動ができるよう、市民の学習意欲に対応した生涯学習情報の仕組みを検討します。 広報紙や多様な情報技術を活用した広報活動を進めることにより、生涯学習に関するイベントや各種講座、施設などの情報提供を推進します。	継続
生涯学習機会の提供	「城陽市生涯学習推進計画」に基づき、各種生涯学習機会の提供を図ります。	継続
子育てに関する学習機会の提供	地域子育て支援センター*などの関係機関と連携しながら、子育てなどに関する学習機会の提供を図ります。	継続
障がい児・者の生涯学習機会の提供	関係機関と連携しながら、障がい児・者のニーズに応える生涯学習機会の提供を図ります。	継続
高齢者の生涯学習機会の提供	コミュニティセンター*や老人福祉センター*などの活動において高齢者のニーズに応える生涯学習機会の提供を図るとともに、京都 SKY センター*などの関係機関との連携に努めます。	継続
生涯学習施設のバリアフリー*化	乳幼児を抱えた保護者、高齢者、障がい者など、誰もが利用しやすいことに配慮した生涯学習施設・設備の改善整備を図ります。	継続

(3) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動への支援

■課題認識

生きがいのある充実した生活を送るため、また、心身の健康づくりのため、高齢者や障がい者などすべての市民が、自分に合った文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動などに参加できる環境づくりが必要です。

■基本方針

すべての市民が高齢や障がいなどに関わらず、生きがいと自己実現、充実した生活を送るため、文化芸術・スポーツ・レクリエーションの場や人それぞれの状態に対応した施設の確保を図るとともに、その活動を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の支援	高齢者や障がい者などを含めたすべての市民が、文化芸術活動に参加できるよう、施設環境や活動内容に配慮するとともに、ガイドヘルパーの養成・派遣を進めます。 スポーツのさかんなまちとして、すべての人がそれぞれのライフステージに合わせて身近にいつでもスポーツに親しめるよう、地域のスポーツ活動を支援します。	継続
指導者の育成	高齢者や障がい者のニーズを把握し、高齢者や障がい者などに合った文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の場づくりに努め、その指導者の育成を図ります。	継続
文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備	高齢者や障がい者のニーズを把握し、コミュニティセンター*や老人福祉センター*をはじめ、利用しやすい文化芸術・スポーツ・レクリエーション施設の整備に努めます。	継続

3 快適で安全なまちづくり

■施策体系

3 快適で安全な まちづくり



(1) 福祉のまちづくり

- 住みよい福祉のまちづくりの推進
- 福祉のまちづくりに関する理解の促進
- 公共施設の点検、改修の推進
- 公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進

(2) 交通環境の整備

- 鉄道駅等及び駅周辺環境の整備
- 移動・交通手段の確保
- 道路の安全性、快適性の確保

(3) 住環境の整備

- 高齢者、障がい者向け住宅改修の促進
- グループホーム*等の整備促進
- 高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進

(4) 防災・防犯等の体制の整備

- 防災等知識の普及
- 災害時の支援体制の構築
- 消費生活の保護や相談の推進
- 子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進

(1) 福祉のまちづくり

■課題認識

市民アンケート調査では、本市の今後の福祉のあり方について、市民の意識は「福祉は、行政と市民が協力しながら、地域で支え合う仕組みをつくるべき」が63.0%（前回66.3%）と、地域での支え合うことへの意識が高い結果でした。行政サービスの整備や強化だけではなく、地域社会のつながりや顔の見える関係性にもとづく支え合いの地域づくりを、地域住民をはじめ関係機関の協働により進める必要があります。

また、高齢者や障がい者などが自立した社会生活を送るためには、安心して快適に暮らすことのできる都市環境が整備されている必要があります。

■基本方針

社会生活に深く関わる分野全般にわたって連携を図りながら、バリアフリー*とユニバーサルデザイン*の考え方に基づいて、総合的に福祉のまちづくりを進めます。

このため、施設面とともに、高齢者や障がい者などと共に生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりに関する理解の促進に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
住みよい福祉のまちづくりの推進	多くの市民が利用する公共施設、公益施設などについて、誰もが利用しやすく配慮したものとなるように、住みよい福祉のまちづくりを推進します。	継続
福祉のまちづくりに関する理解の促進	バリアフリー*とユニバーサルデザイン*の考え方や、高齢者や障がい者などと共に生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりに関する理解を促進します。	継続
公共施設の点検、改修の推進	高齢者や障がい者などをはじめ市民が利用する公共施設について、施設の点検、改修を実施し、ユニバーサルデザイン*の取組を推進します。 また、誰もが使いやすい遊具の整備に向けた取組を進めます。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
公共施設、公益施設等における人的介助の普及と推進	共助の重要性の観点から、市民が利用する公共施設、公益施設などにおいて、人的介助の大切さと適切な方法などの普及と推進を図ります。	継続

(2) 交通環境の整備

■課題認識

高齢者や障がい者などが安心して自立した社会生活を送るためには、公共施設の整備だけでなく、高齢者や障がい者などに配慮した移動・交通手段が確保されている必要があります。

■基本方針

高齢や障がいなどに関係なく、すべての人にとって「やさしいまち」をめざし、バリアフリー*とユニバーサルデザイン*に基づいた交通環境の整備に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
鉄道駅等及び駅周辺の環境整備	鉄道駅のバリアフリー*化や駅周辺の整備などについて、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備に向け、さらに取り組めます。	充実
移動・交通手段の確保	路線バスの運行など、持続可能な移動・交通手段の確保に取り組めます。また、地域における輸送資源の活用など、公共交通以外の移動手段についても検討を進めます。	継続
道路の安全性、快適性の確保	市内外の移動を安全で快適なものにするため、幹線道路や生活道路などの道路交通体系の整備を進めるとともに、誰もが安心して利用できるよう環境整備を進めます。	継続

(3) 住環境の整備

■課題認識

高齢者や障がい者などに配慮した住環境は、本人の自立した生活の継続を支え、転倒・骨折などを未然に防止することに役立ちます。

また、住宅だけでなくグループホーム*など、高齢者や障がい者など一人ひとりの身体や生活状況にふさわしい多様な住まいの確保が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する必要があります。

■基本方針

高齢者や障がい者などすべての人にとって「やさしいまち」をめざし、行政をはじめ、生活関連分野の関係者、市民が協力し、バリアフリー*とユニバーサルデザイン*に基づいた住環境の整備や住まいの場の確保に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
高齢者、障がい者向け住宅改修の促進	高齢者や障がい者などが自立した生活を継続できるよう、介護・福祉サービスや住宅改良相談事業などを活用し、適切な住宅改修を促進します。	継続
グループホーム*等の整備促進	高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム*などの施設整備を促進します。令和4年度に、グループホーム*を増床し、安心して暮らせる住まいの充実を図りました。今後、さらなる取組を進めます。	充実
高齢者、障がい者向けの多様な住まいの確保促進	サービス付き高齢者向け住宅などの活用によって、高齢者や障がい者などの多様な住まいを確保するとともに、住宅確保要配慮者*の住まいの確保について、京都府居住支援協議会*や関係各課と連携しながら進めます。	継続

(4) 防災・防犯等の体制の整備

■課題認識

近年頻発している自然災害や感染症の感染拡大、また暴力や犯罪から暮らしを守り、子どもや高齢者、障がい者などを被害から守るため、日ごろからの住民相互の支え合いにもとづく、地域が主体となった防災・防犯体制の整備が必要です。

災害発生時などにおいて、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者*への支援体制の確立、関係機関との協働による見守りと安心のネットワークづくり、また感染症拡大時のような非常時における差別や偏見をなくす取組を、国・府とともに協力して推進する必要があります。

■基本方針

市民一人ひとりが安心して生活を送ることができる安心・安全なまちづくりとして、防災、防犯や要配慮者*の支援の面で地域住民と市、学校、消防、警察などが連携する見守りと安心のネットワークづくりを推進します。

災害時の要配慮者*への支援体制を構築するとともに、安心・安全のための各種防災情報などの提供に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
防災等知識の普及	日頃からの災害に対する備えや万が一のときの避難の対策などを記載した、防災情報冊子「城陽市防災ブック」を市民に提供します。 また、地域の安全を守るための取組や備えなど、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めます。 さらに、感染症拡大時などにおける差別や偏見をなくす取組を、国や京都府とともに協力して行います。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
災害時の支援体制の構築	災害発生時などにおいて、要配慮者*が安心して避難することができるよう、関係行政機関や自主防災組織、さらには地域防災リーダー*などを中心とした地域の連携により、災害時の要配慮者*への支援体制を構築するとともに、避難支援訓練などを行います。 要配慮者*の特性に合わせた支援を行う福祉避難所*の確保に向け、取組を進めます。 また、災害時に即時対応できるよう災害ボランティアセンター*の運営の訓練を行います。さらに、災害時に避難行動要支援者*の避難支援などを迅速かつ的確に行うための「個別避難計画」作成の取組を進めます。	継続
消費生活の保護や相談の推進	悪質な訪問販売や契約行為などの注意を喚起するため、「くらしの110番」を広報紙に掲載するとともに、消費生活講座を実施するなど、消費生活の知識の向上、啓発を行います。 また、消費生活相談員や多重債務相談員*による相談をはじめ、相談内容によって弁護士の紹介など相談事項が解決できるよう努めます。	継続
子どもや高齢者、障がい者に配慮した防犯対策等の推進	関係機関や地域との連携によって、子どもや高齢者、障がい者の見守りと防犯対策、交通安全の推進を図ります。	継続

4 多様な福祉サービスがあるまちづくり

■ 施策体系

4 多様な 福祉サービスがある まちづくり



(1) サービス提供事業者の確保・育成

- 保育サービスの推進
- 障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成
- 介護保険サービス事業者の確保・育成
- 地域密着型サービス*の充実
- 高齢者生活支援サービス事業の推進

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

- 福祉人材の育成
- 福祉人材の確保
- 介護職員の資質の向上
- 介護相談員*の派遣

(3) 共助による福祉サービスの充実

- ファミリー・サポート・センター*の推進
- 住民参加型相互援助サービス（ちょい・サポ）*事業の支援
- 社会福祉を目的とする多様なサービスの推進

(1) サービス提供事業者の確保・育成

■課題認識

市民が適切なサービスを利用できるよう、保育サービス、介護保険サービス、高齢者生活支援サービス、障がい福祉サービスなど、本市の各種福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者の確保・育成に努める必要があります。

■基本方針

日常生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、自分の意思に基づいて適切なサービスを選択・利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづくりを進めます。

このため、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保・育成を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
保育サービスの推進	市民ニーズに対応した多様な保育サービスや学童保育の推進を図ります。令和2年度、令和3年度及び令和4年度に、新たな小規模保育事業所などが開園し、利用者のニーズに応じたサービスの充実を図りました。今後も施策の周知を強化し、さらなる取組を進めます。	充実
障がい児・者へのサービス提供事業者の確保・育成	障がい児・者の自立した生活の維持を支援する多様な在宅サービス・施設サービスを提供する障がい福祉サービス事業者の確保・育成を図ります。	継続
介護保険サービス事業者の確保・育成	介護予防や介護を必要とする高齢者の自立した生活の維持を支援する多様な在宅サービス・施設サービスを提供する介護保険サービス事業者の確保・育成を図ります。	継続
地域密着型サービス*の充実	介護保険サービスの中でも、重要課題である認知症ケアや地域包括ケア*の推進の基盤となる地域密着型サービス*の充実を図ります。	継続
高齢者生活支援サービス事業の推進	高齢者の自立した生活の維持を支援する多様なサービスを提供する高齢者生活支援サービス事業の推進を図ります。	継続

(2) 人材の育成及びサービスの質の向上

■課題認識

市民のニーズに対応し各種福祉サービスの質を高めるため、福祉に携わる人材の育成・処遇改善やサービスの質の向上のための取組を進める必要があります。

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で必要な情報を取得しコミュニケーションを行えるよう、障がいの特性に応じた支援を行うコミュニケーション支援者の育成や、高齢化の進展に伴い増加する要介護・要支援認定者へのサービス支援を確保するための取組の推進が必要です。

■基本方針

福祉に携わる人材の育成を図ります。

また、関係機関の専門員との連携を強化するとともに、利用者の声を反映させることなどによってサービスの質の向上を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
福祉人材の育成	研修情報や研修機会を提供することにより、福祉に携わる人材の育成を進めます。	継続
福祉人材の確保	人材のすそ野の拡大を進めることにより、多様な人材を求めるとともに、働きやすく魅力ある福祉の職場づくりに努めることにより人材の確保と定着を図ります。 また、国や京都府と連携しながら、事業所の安定的な運営に向けて支援を図ります。	充実
介護職員の資質の向上	京都府や関係機関の専門員と連携しながら、ホームヘルパーなど介護職員の資質の向上を図るため、研修機会の提供に努めます。	継続
介護相談員*の派遣	介護保険施設などに入所・通所している人の声を聞き、サービスの実態を把握し、利用者と事業者の橋渡しをする役割を持っている介護相談員*について、研修などによる資質の向上を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。	継続

(3) 共助による福祉サービスの充実

■課題認識

地域福祉においては、サービス提供事業者だけでなく、市民の共助によって成り立っている福祉サービスも重要な役割を担っています。

また、さまざまな制度改革によって地域福祉に関する構造改革が進められるなか、制度的なサービスを補い、ぬくもりのあるまちづくりを推進するためには、共助による福祉サービスの充実を図る必要があります。

さらに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

■基本方針

地域住民の相互援助による社会制度を補完する事業の推進や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めます。

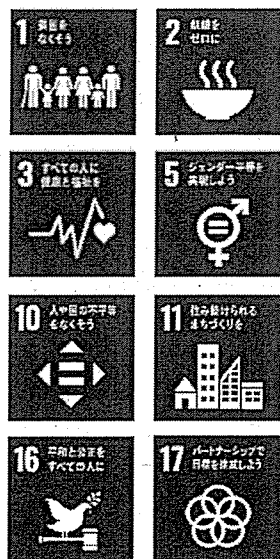
■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
ファミリー・サポート・センター*の推進	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員とし、会員同士が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター*を推進します。	継続
住民参加型相互援助サービス（ちょい・サポ）*事業の支援	公的なサービスの対象外となる人たちのみならず、サービスの対象である人にも対象を拡大し、生活上の困りごとを抱える人たちが安心して暮らせる地域づくりへ向けた社会福祉協議会*による住民参加型相互援助サービス（ちょい・サポ）*事業を支援します。	充実
社会福祉を目的とする多様なサービスの推進	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、地域における公益的な取組を行う事業者による社会福祉を目的とする多様なサービスの提供を推進します。	継続

5 地域で共に支え、助け合う社会づくり

■施策体系

5 地域で共に支え、 助け合う 社会づくり



(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

- 保育所の施設整備及び効率的運営
- 障がい児・者福祉施設の整備
- 高齢者福祉施設の整備
- 老人福祉センター*の利用促進
- コミュニティセンター*の運営
- 福祉センター*の利用促進
- 校区社協*の拠点づくり支援

(2) 相談・情報提供体制の構築

- 地域子育て支援センター*事業の推進
- 市役所等での相談業務の推進
- 地域包括支援センター*での相談業務の推進
- 障がい児・者相談支援事業の推進
- 地域での相談体制の確保
- 情報収集・情報提供の推進
- 生活困窮者自立支援の推進
- 自殺対策の推進

(3) 総合的なケア体制の充実

- ケアマネジメント*による障がい者支援の推進
- 障がい児・者の相談支援ネットワークの推進
- 保健・医療・福祉の連絡調整の推進
- 保健事業・介護予防等の一体的実施の推進
- サービス事業者の連携
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）*への支援
- 地域包括ケアシステム*の推進
- 地域生活課題の解決に関する支援体制の整備

(4) 権利擁護

- 人権尊重の推進
- 人権相談の推進
- 権利擁護の充実
- 男女共同参画の推進
- 子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止
- 障がい者差別解消の推進
- 日常生活自立支援事業*の支援
- 成年後見制度*の周知と利用支援

(5) 見守りセーフティネットの充実

- 児童虐待の防止と保護体制の充実
- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進
- 学校安全対策の推進
- 地域における見守り体制の強化

(1) 保健福祉関連施設の計画的な整備と社会資源の活用

■課題認識

各種保健福祉関連施設の整備とその利用促進を図るとともに、地域で育まれてきた福祉に関する組織や団体などが力を発揮できるような環境づくりに努める必要があります。

■基本方針

保健福祉関連施設の計画的な整備と効率的な運営を進めるとともに、既存施設など社会資源の利用を促進します。

また、福祉活動を展開する組織や団体などが、その活動の拠点として社会資源を活用することを支援するとともに、新たな拠点の確保を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
保育所の施設整備 及び効率的運営	施設の老朽化への対応を進めます。また、保育所のさらなる効率的な運営を図ります。令和2年度、令和3年度及び令和4年度に、新たな小規模保育事業所の整備や、保育所の移転・新築を支援しました。今後も計画的な整備と効率的な運営の推進を図り、さらなる取組を進めます。	充実
障がい児・者福祉 施設の整備	障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう、グループホーム*をはじめ、障がい者福祉施設の整備を支援します。また、放課後等デイサービス*は増加傾向にあり、施設の充実を図りました。今後も、さらなる支援を進めます。	充実
高齢者福祉施設の 整備	介護老人福祉施設*や地域密着型サービスなど、高齢者福祉施設の整備を支援します。	継続
老人福祉センター* の利用促進	高齢者の生きがいづくりなどの拠点である老人福祉センター*の改修整備を計画的に進めるとともに、利用促進に向けた施設のあり方について検討します。	継続
コミュニティセン ター*の運営	市民や団体の活動の拠点として、コミュニティセンタ-*の円滑な運営と利用促進を図ります。	継続
福祉センター*の 利用促進	福祉活動の中心となる場として福祉センター*の利用促進を図ります。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
校区社協*の拠点 づくり支援	校区社協*の拠点の確保と校区社協*の活動を支える 人材の育成を支援します。	継続

(2) 相談・情報提供体制の構築

■課題認識

市民のさまざまな生活課題に対応し、気軽に相談できる場所や人が身近に存在していることが、日常生活の安心につながります。また、複雑・多様化の傾向にある福祉課題を受け止めるため、地域での相談体制の確保とともに専門的な相談支援事業の推進が必要です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、仕事、子育て、自殺に関する相談件数が増えている中で、さまざまな分野にまたがる複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人など、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するため、分野や世代を問わない相談支援体制相談支援体制の充実を図る必要があります。併せて、市民の顔の見える関係にもとづく交流や支え合いの地域づくりを行い、社会参加へとつなげる包括的な支援体制を整備することが求められており、そのために庁内の連携を強化する必要があります。

また、ヤングケアラー*といわれる子どもに対しての見守りや支援体制の整備など、社会の変化によって生じる支援ニーズに重層的に対応できる支援体制が求められています。

そして、地域で自立して生活するために、必要な各種サービスに関する情報が広く行き渡る環境が必要です。

■基本方針

相談窓口や相談支援体制の確保、相談機能の強化を図るとともに、民生委員・児童委員*、関係機関などとの連携の強化を図ります。

誰もが、必要とするサービスに速やかにアクセスできるよう市民にわかりやすい情報提供に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
地域子育て支援センター*事業の推進	子育て家庭への支援を行う身近な拠点として、交流事業や相談事業、子育て支援講座を推進します。また、より多くの相談機会を提供するため、子育て世帯が利用する施設においても相談事業を実施します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
市役所等での相談業務の推進	市役所や保健センターなどで、市民の相談や苦情に的確に答えられるよう、また、ヤングケアラー*などの支援ニーズに的確に対応できるよう、関係各課の連携強化を図るとともに、市民の立場に立った相談対応に努めます。 また、今後、さらに複雑・多様化する市民の保健福祉に関するニーズに的確に対応し、市民が必要としている各種サービスにつなげていけるよう、引き続き専門知識をもった職員を配置します。	継続
地域包括支援センター*での相談業務の推進	地域における高齢者などの総合相談窓口である地域包括支援センター*について、各センターが相談などに対応できるよう運営の安定を図ります。	充実
障がい児・者相談支援事業*の推進	障がい児・者相談支援事業*などを核に、市と相談支援事業*者を中心にして相談体制を推進します。	継続
地域での相談体制の確保	市民への支援や必要な情報交換を促進するため、民生委員・児童委員*、関係機関、関係団体などとの連携を図ります。 さらに、地域で市民を支援する地域福祉の推進や、関係機関との連携を図るため、民生委員・児童委員*の活動を支援します。	充実
情報収集・情報提供の推進	地域福祉関連情報について、市民にわかりやすい情報提供に努めます。 また、サービス事業者、社会福祉協議会*、民生委員・児童委員*などとの連携により、重層的な情報提供に努めます。 さらに、障がいのある人が必要な情報を取得し自ら発信できるように、点訳・音訳といった障がいの特性に応じた情報取得支援を行います。 加えて、子育て支援施策を包括した子育て支援サイトで、子育て世帯に向けたイベント情報や市内保育施設の情報発信を行います。	充実
生活困窮者自立支援の推進	生活困窮者の経済的な自立のみならず、日常生活及び社会生活における自立のため、一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。また、令和元年度から、生活困窮者の家計改善支援を開始するなど、支援を充実させました。今後も、自立支援に向けたさらなる取組を進めます。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
自殺対策の推進	自殺につながる暮らしの中の不安や孤立の解消に向け、自殺対策に関する普及啓発を推進します。悩みを抱えた人が孤独・孤立に陥らないよう自殺予防週間・自殺対策強化月間、また教育を通じて市民の理解促進、適切な支援を行い、ゲートキーパー*研修の充実を図るなど、さらなる取組を進めます。	充実

(3) 総合的なケア体制の充実

■課題認識

高齢者や障がい者などすべての人にとって、それぞれのライフステージに応じた、専門的で総合的な相談支援の体制整備が必要です。

また、市民の相談から適切な保健福祉サービス利用まで円滑につながるためには、関係部署・関係機関の速やかな連携体制が必要です。

■基本方針

高齢者や障がい者などすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な相談支援の体制整備を図ります。

そのため、相談支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連絡調整を推進するとともに、サービス提供事業者や相談支援専門員相互の連携を支援します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
ケアマネジメント* による障がい者支援の推進	自立した生活を継続するために、有効なサービスを利用できるよう障がい者のケアマネジメント*の推進を図ります。	継続
障がい児・者の相談支援ネットワークの推進	地域の関係機関の連携を推進するとともに、その中核的役割をなす障がい者自立支援協議会*の活性化を図ります。	継続
保健・医療・福祉の連絡調整の推進	保健・医療・福祉の一体的なサービスを提供するため、相互の連絡調整を推進します。	継続
保健事業・介護予防等の一体的実施の推進	健康寿命の延伸や高齢者特有のフレイル*などに対応するため、保健師・管理栄養士などによる個別訪問指導や通いの場などでの健康教室を行います。	新規
サービス事業者の連携	主に市内で障がい児・者へのサービス、介護サービスを提供する事業者の連携を支援します。	継続
介護支援専門員（ケアマネジャー）*への支援	介護支援専門員*の業務が適切に行えるよう、情報提供や研修を行うとともに、介護支援専門員による連絡会への支援を行います。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
地域包括ケアシステム*の推進	可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供する地域包括ケアシステム*のさらなる深化を図ります。 令和3年度に、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちをめざすため、認知症高齢者等個人賠償責任保険加入事業を開始しました。今後、さらなる取組を進めます。	充実
地域生活課題の解決に関する支援体制の整備	高齢者や障がい者など、すべての人が住み慣れた地域で生活できるよう、地域における生活課題解決のための体制整備や包括的・総合的な相談支援の体制整備を推進します。	充実

(4) 権利擁護

■課題認識

少子高齢化の進展に伴い、判断に支援を必要とする人の増加が予測されることから、高齢者や障がい者などが福祉サービスを利用し、安心して自立した生活を送れるよう、サービス利用者の権利を擁護する事業の充実が必要です。

■基本方針

高齢者や障がい者などが安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用を援助する事業の推進、成年後見制度*の周知と利用の促進を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
人権尊重の推進 (再掲)	部落差別(同和問題)や、高齢者、障がい者、外国人などに対する差別や偏見をなくすため、「城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき学校、地域、企業などさまざまな場で学習を進めます。 また、感染症拡大時などにおける差別や偏見をなくす取組を、国や京都府とともに協力して行います。	継続
人権相談の推進 (再掲)	人権問題を解決するため、関係機関などと連携して人権相談を推進します。	継続
権利擁護の充実 (再掲)	認知症高齢者や障がい者などが必要なサービスを受けられ、不利益をこうむることのないよう、成年後見制度*の利用の促進や日常生活自立支援事業*の支援など、権利擁護の充実を図ります。また、令和5年度に、障がい者自立支援協議会*の体制強化を行いました。今後、さらなる権利擁護の推進に取り組みます。	充実
男女共同参画の推進 (再掲)	家庭と仕事の両立、子育てや介護への共同参画、DVなど女性に対する暴力の防止など、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画支援センター(ぱれっとJOYO)*を拠点として、学校教育や社会教育、企業啓発などさまざまな場で啓発や学習を進めます。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
子どもや高齢者、 障がい者の虐待の 防止 (再掲)	地域における効果的な連携・協力を努め、子どもや高齢者、障がい者の虐待の防止に向けた取組の強化を図ります。また、養護者の負担軽減を図るため、相談支援をはじめとした社会資源の活用を図ります。	充実
障がい者差別解消 の推進 (再掲)	障がい者がその障がいを理由に差別的取り扱いを受けることがないよう、障がい者差別解消の推進に努めます。また、令和5年度に、障がい者差別解消支援地域協議会の体制強化を行いました。今後、さらなる差別解消の推進に取り組みます。	充実
日常生活自立支援 事業*の支援 (再掲)	高齢者や障がい者などが適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分でない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助などを行う福祉サービス利用援助事業*を支援します。	継続
成年後見制度*の 周知と利用支援 (再掲)	高齢者、知的障がい者や精神障がい者などにとって有効なセーフティネットのひとつである成年後見制度*の利用を促進するため、広報など普及活動の充実を図ります。また、親族などによる申し立てができない場合、申し立てにかかる費用や成年後見人などへの報酬を助成します。	継続

(5) 見守りセーフティネットの充実

■課題認識

市民一人ひとりが安心して生活を送れるよう、地域を中心とした見守り活動や虐待防止のネットワークの拡充が必要です。そのため特に、山城ふるさとを守る活動に関する協定の取組や、乳幼児虐待の予防に視点をおいた子育て家庭への訪問、子育てによるストレスの軽減、母と子の絆を深める親子のふれあいの場づくりなどが必要です。

■基本方針

地域を中心としたネットワークにより、日常生活上何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者などを見守る体制を充実します。

子どもや高齢者、障がい者の虐待を防止するための取組を充実します。また、虐待防止ネットワークの効果的な展開を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
児童虐待の防止と保護体制の充実	子どもの虐待防止を図るために、地域のすべての妊産婦、子育て世帯、子どもの相談に対応することも家庭センター*を設置し、関係機関と連携しながら虐待の兆候の早期発見に努めるとともに、しつけなどの家庭教育の悩みや子育てに関わるさまざまな問題の相談窓口の充実に努めます。 また、虐待被害にあった子どもに対して、救済・保護・支援が行えるよう、要保護児童対策地域協議会*における関係機関の連携により、虐待防止ネットワークの効果的な展開を図ります。 さらに、加害保護者へのケアを行うことができるよう、医療機関などの関係機関との連携によるケア体制の充実に努めます。 虐待予防の一環として、こんにちは赤ちゃん事業*や養育支援訪問事業*などを実施し、子育てに関する相談や情報提供を行います。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
高齢者、障がい者虐待防止ネットワーク活動の推進	高齢者や障がい者の虐待防止へ向けて、その実態把握や早期発見・早期予防、サービス・制度・機関へのつなぎ、見守りなどを行うため、地域の関係者や関係機関のネットワーク活動の活性化を図ります。また、令和5年度に、障がい者自立支援協議会の体制強化を行いました。今後、さらなる虐待防止の推進に取り組みます。	充実
学校安全対策の推進	中学校ブロックを単位とした学校・地域連携推進委員会が組織され、学校、地域、各種団体の連携のもとに、学校における安全対策の強化、登下校時の安全確保、不審者情報提供のための防犯メール、地域における安全パトロールや車による青色防犯パトロールなど、児童生徒の安全確保の取組を進めます。 また、令和5年度から、ながら見守りの取組を開始しました。子どもの安全確保のため、さらなる取組を進めます。	充実
地域における見守り体制の強化	高齢者などの孤立防止や安否確認などについて、民生委員・児童委員をはじめ、民間事業者や自治会、ボランティアなどの協力を得ながら、地域における見守り体制の強化に向けた取組を進めます。	継続

第5章

計画推進のために

本計画の推進にあたっては、城陽市が主体となりながら、国・京都府・近隣市町と連携を図るとともに、広く市民や関係者などの民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

1 庁内の計画推進体制

福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長級を委員とする「地域福祉推進委員会」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や京都府との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整・要請にあたります。

2 市民参加による計画推進体制

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療機関関係者、福祉施設関係者、地域福祉関係者などにより組織されている「地域福祉推進会議」を核にして、計画の進捗状況の点検を行うとともに、事業の推進にあたっての調整を図ります。

3 地域共生社会の形成

少子高齢化や人口減少、単独世帯の増加、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動や交流が制限されたことなどにより、近隣関係や地域での人間関係が弱まりつつあることから、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域共生社会*の形成に向けて、城陽市社会福祉協議会*活動・校区社協*活動、民生委員・児童委員*活動及びボランティア活動をより一層支援していきます。

4 担い手の確保と養成

本計画を推進していくためには、各種施策の提供やコーディネートを行うための専門的人材の確保が必要です。このため、多様化・高度化する福祉保健ニーズに的確に応えられるような専門的マンパワーの確保に努めるとともに、日常生活での身近な助け合いにより生活支援を行えるようボランティアなどの発掘・養成に努めます。

資料編

資料1 城陽市地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「みんなで築く福祉のまちづくり」を基本目標とする城陽市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進及び、関連計画との一体的な推進を図るため、城陽市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の事業化に関すること。
- (2) 計画の事業進捗状況の点検に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) 関連計画との一体的な計画の推進に必要な事項
- (6) その他計画の推進に必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 保健医療機関の関係者
- (4) 福祉施設の関係者
- (5) 上記以外の各種団体の関係者
- (6) 行政機関の関係者
- (7) その他計画推進に必要と思われる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時委員として関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年（2014年）8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

資料 2 城陽市地域福祉推進会議委員名簿

(区分別五十音順・敬称略)

区分	委員名	団体名等	備考
学識経験者	上掛 利博	京都府立大学 名誉教授	会長
	渡邊 郁代	学識経験者	
福祉団体の関係者	鈴鹿 義弘	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会	R5.6.20 まで
	田島 茂	城陽市民生児童委員協議会	R4.11.30 まで
	田村 順代	城陽市民生児童委員協議会	R4.12.1 から
	平松 志津江	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会	R5.6.21 から
	安田 行雄	城陽市高齢者クラブ連合会	
	芳川 敏博	城陽市身体障害者協会	
保健医療機関の関係者	上野 健太郎	京都府宇治久世歯科医師会	
	梅川 常和	一般社団法人 宇治久世医師会	
	佐藤 敦夫	独立行政法人国立病院機構 南京都病院	副会長
福祉施設の関係者	稲葉 栄子	城陽市介護事業所連絡協議会 (医療法人啓信会 介護老人保健施設 萌木の村)	R5.9.7 まで
	井上 貴詞	城陽市介護事業所連絡協議会 (社会福祉法人 本願寺龍谷会 特別養 護老人ホーム ビハーラ本願寺)	R5.4.1 から
	内本 隆宏	城陽市介護事業所連絡協議会 (社会福祉法人 本願寺龍谷会 特別養 護老人ホーム ビハーラ本願寺)	R5.3.31 まで
	岡本 和真	城陽市介護事業所連絡協議会 (医療法人啓信会 京都きづ川病院 介 護事業部)	R5.9.8 から
	松野 伸哉	城陽市介護事業所連絡協議会 (特定非営利活動法人 水度坂友愛ホー ム)	R5.9.7 まで
	山口 敦子	城陽市介護事業所連絡協議会 (株式会社小町ケア デイサービスセン ター 百歳倶楽部)	R5.9.8 から
	山代 浩史	社会福祉法人 南山城学園	R5.3.31 まで
	吉岡 弘樹	社会福祉法人 南山城学園	R5.4.1 から

区分	委員名	団体名等	備考
上記以外の 各種団体の 関係者	石田 實	城陽市私立保育園連盟	
	西村 繁	城陽商工会議所	
	橋本 光生	一般社団法人 京都府建築士事務所協会	R5.3.31 まで
	日高 修	一般社団法人 京都府建築士事務所協会	R5.4.1 から R5.9.7 まで
行政機関の 関係者	土井 浩之	京都府山城北保健所	
その他計画 推進に必要 と思われる 者	入藏 紘子	公募市民	R5.9.8 から
	木枝 順子	公募市民	R5.9.7 まで
	堀井 眞智子	公募市民	R5.9.8 から
	吉岡 則行	公募市民	R5.9.7 まで

資料 3 地域福祉計画策定経緯

年月日	経緯
令和 4 年 10月19日～ 10月25日	令和 4 年度第 3 回城陽市地域福祉推進委員会（書面開催） ・ 城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査の実施について
11月2日	令和 4 年度第 2 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査の実施について
11月25日～ 12月16日	城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査の実施
令和 5 年 4月13日～ 4月19日	令和 5 年度第 1 回城陽市地域福祉推進委員会（書面開催） ・ 城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査の結果報告について
5月15日	令和 5 年度第 1 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 城陽市地域福祉計画策定の進め方について ・ 城陽市地域福祉計画策定に関するアンケート調査の結果報告について
7月11日	令和 5 年度第 2 回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・ 第 5 期城陽市地域福祉計画（骨子案）について
9月11日	令和 5 年度第 2 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 第 5 期城陽市地域福祉計画（骨子案）について
10月13日	令和 5 年度第 3 回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・ 第 5 期城陽市地域福祉計画（原案）について
11月15日	令和 5 年度第 3 回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 第 5 期城陽市地域福祉計画（原案）について
12月11日～ 1月10日	第 5 期城陽市地域福祉計画（原案）に対するパブリック・コメント*の実施
12月14日～ 1月10日	第 5 期城陽市地域福祉計画（原案）に対する意見聴取（地域福祉関係団体）

年月日	経緯
令和6年 1月24日～ 2月2日	令和5年度第4回城陽市地域福祉推進委員会（書面開催） ・ 第5期城陽市地域福祉計画（案）について
1月31日	令和5年度第4回城陽市地域福祉推進会議開催 ・ 第5期城陽市地域福祉計画（案）について

資料4 SDGsとの関連

平成27年（2015年）の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs*）」が中核として掲げられました。SDGs*は、経済・社会・環境の諸課題に対処し、「誰一人取り残さない」社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されており、世界各国が枠を超えて協力して達成をめざします。これは、全世界的な目標であり、地域福祉の目標とも一致しています。

本計画では、施策の分野ごとにSDGs*の17のゴールを関連付け、施策を通じて持続可能なまちづくりをめざします。

■ 17のゴール

	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を採る		14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：持続可能な開発目標（SDGs）報告2023（国際連合広報センター）

資料5 用語の説明

用語	説明
【 ア行 】	
インクルーシブ	インクルーシブ (inclusive) は「包摂 (ほうせつ) 的な」「包括的な」を意味し、インクルージョン (inclusion) と表記されることもある。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、あらゆる背景をもつ人が社会から排除されず、違いを認め合い、共生していくことをめざす考え方や実践をいう。
【 カ行 】	
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護支援事業所や介護保険施設に所属し、要介護者などからの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な居宅、または施設のサービスが利用できるように、市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行う人。
介護相談員	介護保険施設などに入所・通所している人を訪れ、サービスの実態を把握し、利用者と事業者の橋渡しをする役割を持っている人。
介護老人福祉施設	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設。
家庭児童相談室	家庭における児童の健全な養育・福祉の向上を目的として設置していた相談窓口。家庭相談員などが相談に応じていた。令和6年度からは、こども家庭センターに機能が集約される。
京都 SKY センター	「人生 80 年時代」を支援するため、平成 2 年度に京都府などにより設立された第 3 セクター方式によるセンター。このセンターでは、健やかで (S)、快適で (K)、豊かな (Y) 高齢社会の構築を支援するため、福祉をはじめ、保健・医療・就労・生涯学習・生涯スポーツ・文化・住宅など、高齢化対策の拠点として諸事業を行っている。
京都府居住支援協議会	住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に関する支援を行う団体などにより組織された協議会。
くらしと仕事の相談窓口	「仕事がなかなか見つからない」、「家賃を滞納している」、「引きこもりの生活をなんとかしたい」など、生活や仕事などでお困りの人に対し、専任の相談支援員が話を聴き、一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。

用語	説明
グリーンコール	自殺リスクのある若年者が安心して話のできる電話相談及び来所相談窓口。
グループホーム	高齢者や障がい者に、入浴・排せつ・食事などの介護などの支援を行う共同生活のための住居。
ケアマネジメント	介護や援護を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結び付けるよう、関係機関などと連絡調整を行うこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
校区社会福祉協議会 （校区社協）	城陽市内の小中学校区を単位として、地区内の自治会や福祉・教育などの関係団体、ボランティア、住民により自主的に設置されている任意組織。 城陽市社会福祉協議会と協力して地域住民が住みよいまちにするために福祉のことを考えたり、啓発活動や助け合い活動を行っている。
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に何人の子どもを産むのかを推計したもの。
合理的配慮の提供	国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
子ども家庭総合支援拠点	子どもの健やかな成長をサポートする場所として、市内在住の0～18 歳までのすべての子どもとその家族及び妊産婦などに対して、保健師や心理士、教師、保育士などのさまざまな専門職による相談、関係機関の連携による支援、児童虐待の予防、早期発見・対応を行っていた組織。令和6年度からは、こども家庭センターに機能が集約される。
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関。従前の子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）が果たしてきた母子保健機能と、従前の子ども家庭総合支援拠点や家庭児童相談室が果たしてきた児童福祉機能を一体的に行い、妊産婦と乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子どもとその家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく行う。

用語	説明
コミュニティセンター	市民の交流を深め、健康で文化的な生活を実現するための事業や、子どもの健全な育成を図り、豊かな社会性と情操を養うための事業、高齢者の憩いの場・社会参加の場を確保するための事業、文化芸術・社会活動のための事業を実施するための拠点。
こんにちは赤ちゃん事業	生後2箇月から4箇月の赤ちゃんがいる各家庭を訪問し、育児に関するさまざまな不安や悩みに対する相談や子育て支援に関する情報提供を行う事業。
【 サ行 】	
災害ボランティアセンター	災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。平常時においては、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災啓蒙活動を行うボランティアの拠点となる。
サロン	地域住民が、生きがいや、元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士が交流したり、つながりを深める自主活動の場。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置されている、営利を目的としない民間社会福祉団体（社会福祉法人）。 小学校区ごとに校区社会福祉協議会が組織され、地域活動に応じた取り組みが行われている。地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、皆で考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、その活動を通して「だれでもが住みよいまちづくり」をめざしている。
社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、社会福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う専門職。
重層的支援体制整備事業	地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチなどを通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を、市町村において一体的に実施するもの。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する人。
住民参加型相互援助サービス（ちょい・サポ）	市民の参加と協力による会員組織を作り、城陽市社会福祉協議会が実施している事業で、日常の家庭生活を営む上で、困りごとがある人に対し、家事援助などを提供するサービス。

用語	説明
障がい者差別解消支援地域協議会	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき設置される協議会。複数の機関などによって紛争の防止や解決を図る事案の共有、関係機関などが対応した相談に関する事例の共有、障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発などを行う。
障がい者自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行う。
小規模多機能型居宅介護	1つの拠点で、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。
シルバー人材センター	定年退職後などに、おおむね 60 歳以上の高齢者が、自己の能力を活用して収入を得るとともに、自らの生きがいや社会参加が図れるよう、地域に根ざした仕事を提供するための機関。
人権に関する各種法令	平成 28 年（2016 年）に施行された人権三法といわれる 3 つの法律（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」）や、令和元年（2019 年）に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、令和 5 年（2023 年）に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立て、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。
相談支援事業	施設から地域での生活に移行する障がい者や、障がい福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行うサービス。
【 夕行 】	
多重債務相談員	消費者金融の利用者の中で多重債務に陥っている人の相談・支援体制の充実を図るため設置された相談窓口で対応する相談員。

用語	説明
男女共同参画支援センター（ぱれっとJOYO）	女性と男性が互いに認め合い、その個性と能力を発揮し、誰もが豊かに生きることができる地域社会の実現のため、市民活動や事業の展開の拠点として、活動支援や相談、情報提供、学習機能などを備えた施設。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域子育て支援センター	子育て家庭などに対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどの育成・支援などにより、子育てをしている親とその子どもに対して支援を行う拠点。
地域包括ケア・地域包括ケアシステム	地域包括ケアとは、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が確保されるという考え方で、その仕組みを地域包括ケアシステムという。
地域包括支援センター	高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、生活相談や虐待防止、介護予防ケアマネジメントなど、高齢者の生活を総合的に支援する機関で、地域における総合相談・支援、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などを配置する。
地域防災リーダー	防災に関する基礎的な知識や技術を身につけた者として自主防災組織が推薦し市長が委嘱した人。 平常時は自主防災組織の育成活動、災害時は初期消火や負傷者の救出救護その他の防災活動を行い、自主防災組織による活動の中心を担う。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の9種類が設定されている。
トワイライトコール	精神障がいや人間関係などの複合的な悩みを抱えている若年者を対象に、夜間でも気軽に話のできる電話相談窓口。

用語	説明
【 ナ行 】	
日常生活自立支援事業	高齢者や障がい者などが適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分でない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助などを行うもの。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者など、誰もが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。
【 ハ行 】	
パブリック・コメント	政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。
バリアフリー	社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた状態をいう。一般的には障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施する際の基礎とする名簿。
ファミリー・サポート・センター	育児について、援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、仕事や急な用事で子どもの世話ができないときなどに会員同士で相互援助活動を行うもの。
福祉サービス利用援助事業	→日常生活自立支援事業
福祉センター	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るため、市民や各種の団体などが行なう集会や会議などのための場を総合的に提供する施設。
福祉避難所	要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所。高齢者や障がい者などの災害時の要配慮者は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化などを原因とする関連死に至る事例が報告されている。
フレイル	要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。

用語	説明
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある子どもに対して、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うサービスのこと。
ボランティア基金	ボランティア活動を継続していくために、安定した活動資金などを保証するために設けられた基金制度で、その運用益から活動資金の助成、広報・啓発活動、調査・研究などを行っている。
【 マ行 】	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれ地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行う。
民生児童委員協議会	民生委員・児童委員の各種事項の決定、職務の連絡統制、関係行政機関との連絡、民生委員・児童委員の相互研修などの機能をもった組織。
【 ヤ行 】	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがある。
ユニバーサルデザイン	すべての人に利用可能なよう、製品や建物、サービスなどを設計・デザインすること。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすいデザインを取り入れておこうとする考え方。
養育支援訪問事業	養育力に課題のある家庭に対して、保健師などによる具体的な養育に関する指導助言などを訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。
要介護認定	被保険者が予防給付・介護給付を受けるための要件を満たしているかどうかを確認するために行うもので、介護認定審査会で認定が行われる。
要配慮者	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子ども及び特定妊婦の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関などにより構成され、要保護児童及びその保護者などに関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織。

用語	説明
【 ラ行 】	
老人福祉センター	高齢者に対し各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための場を総合的に提供する施設。
【 A～Z 】	
SDGs（エスディー・ジーズ）	Sustainable Development Goals の略で、地球規模の課題に対応するため、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」で 193 のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に盛り込まれた、2030 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられており、社会・経済・環境上のさまざまな課題への対応と解決に向け、世界各国の市民・企業・行政が協働しての取組が進んでいる。

第5期城陽市地域福祉計画（原案）に係るパブリック・コメント
実施結果概要

1 実施目的

「第5期城陽市地域福祉計画」を策定するにあたり、広く市民等の声を反映させるため、原案についての意見を募集した。

2 実施概要

(1) 対象者

市民等（市内在住・在勤・在学の人、市内事業者、城陽市税納税義務者）

(2) 期間

令和5年12月11日（月）～令和6年1月10日（水）

(3) 閲覧場所

行政情報資料コーナー（※）、市ホームページ

※行政情報資料コーナーの内訳

市役所本庁舎、陽寿苑、陽和苑、北部コミセン、南部コミセン、今池コミセン、東部コミセン、青谷コミセン、図書館、保健センター

(4) 意見提出方法

上記閲覧場所に配架、または掲載している所定の様式等に意見を記入いただき、実施期間中に福祉課まで持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出

3 意見提出数

3名（4件）

4 意見内容

次のとおり

第5期城陽市地域福祉計画（原案）に対するパブリック・コメントへの対応について

	御意見の趣旨	御意見に対する考え方	対応
1	地域福祉計画について、もっと範囲を狭めてはどうか。	社会福祉法において、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を地域福祉計画に盛り込むよう定められています。各分野ごとに市の計画があり、分野ごとの計画においてもパブリック・コメントを実施しております。 本計画は、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備などについて定めた「城陽市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者のための保健福祉事業と介護保険について定めた「城陽市高齢者保健福祉計画・城陽市介護保険事業計画」、障がい者のための施策をまとめた「城陽市障がい者計画・城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」の上位計画として位置付けていることから、広範囲の内容となっております。	—
2	各地域で討議会を開催されてはどうか。	本計画の策定については、幅広い関係者の参画による計画策定体制とするため、学識経験者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会などの地域福祉関係者、高齢者クラブなどの生きがい・社会参加に関する団体、地元医師会などの保健医療関係者、産業界などの関係者、公募市民などからなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行っております。 また、本計画に市民の声を反映させるため、城陽市地域福祉計画策定に関す	—

		るアンケート調査(市民アンケート調査)を実施するとともに、各校区で地域福祉活動をされている校区社協への意見聴取を別途行い、策定期間中、ホームページなどを活用してパブリック・コメントを実施し、市民の意見の反映に努めております。	
3	インクルーシブなどの用語については、まだ広くなじみがないので、用語の説明がある方がよい。	計画の策定にあたっては資料として「用語の説明」を追加し、インクルーシブなどの用語の詳細な説明を行います。	対応
4	福祉全般をとりまとめられて、これを読むと市の福祉全体が分かる計画となっている。基本目標や基本理念に書かれているような市になることを望んでいる。	本計画に掲げる基本目標や基本理念の実現に向け、今後も地域福祉の推進に努めてまいります。	—